

「おひとりさま専門」の がん患者支援相談窓口

がんと向き合うあなたの「こうしたい」を諦めない

あなたの「不安の解消」と「想い」をカタチに

自宅や家財の
処分を
どうしよう



お世話になった
人や団体に
財産を渡したい



残ったお墓の
墓じまいは
どうする



死後の支払いや
手続きを頼める
人がいない



3つの選ばれる「安心」

1

社会福祉士の資格を持つ
スタッフが対応

国家資格である「社会福祉士」の資格を保有しているスタッフが、高い経験と倫理観をもって支援にあたります。

2

お急ぎの方でも
迅速に対応

ご本人の想いを実現するため、公正証書による遺言の作成を最短2日に対応した実績もあります。

3

医療機関との
連携実績多数

医療機関と連携しながら、おひとりさまの不安の解消や想いを実現した実績が多数ございます。

私たちは東京都指定の「**居住支援法人**」でもあり「**高齢者等終身サポート事業者**」でもあります。
2つの専門性を融合させることで、**他社にはない包括的な支援**をお届けします。

アドバンスライフプランニング株式会社
〒154-0004 東京都世田谷区太子堂 1-12-39 三軒茶屋堀商ビル 3F

まずは不安な気持ちをお聞かせください

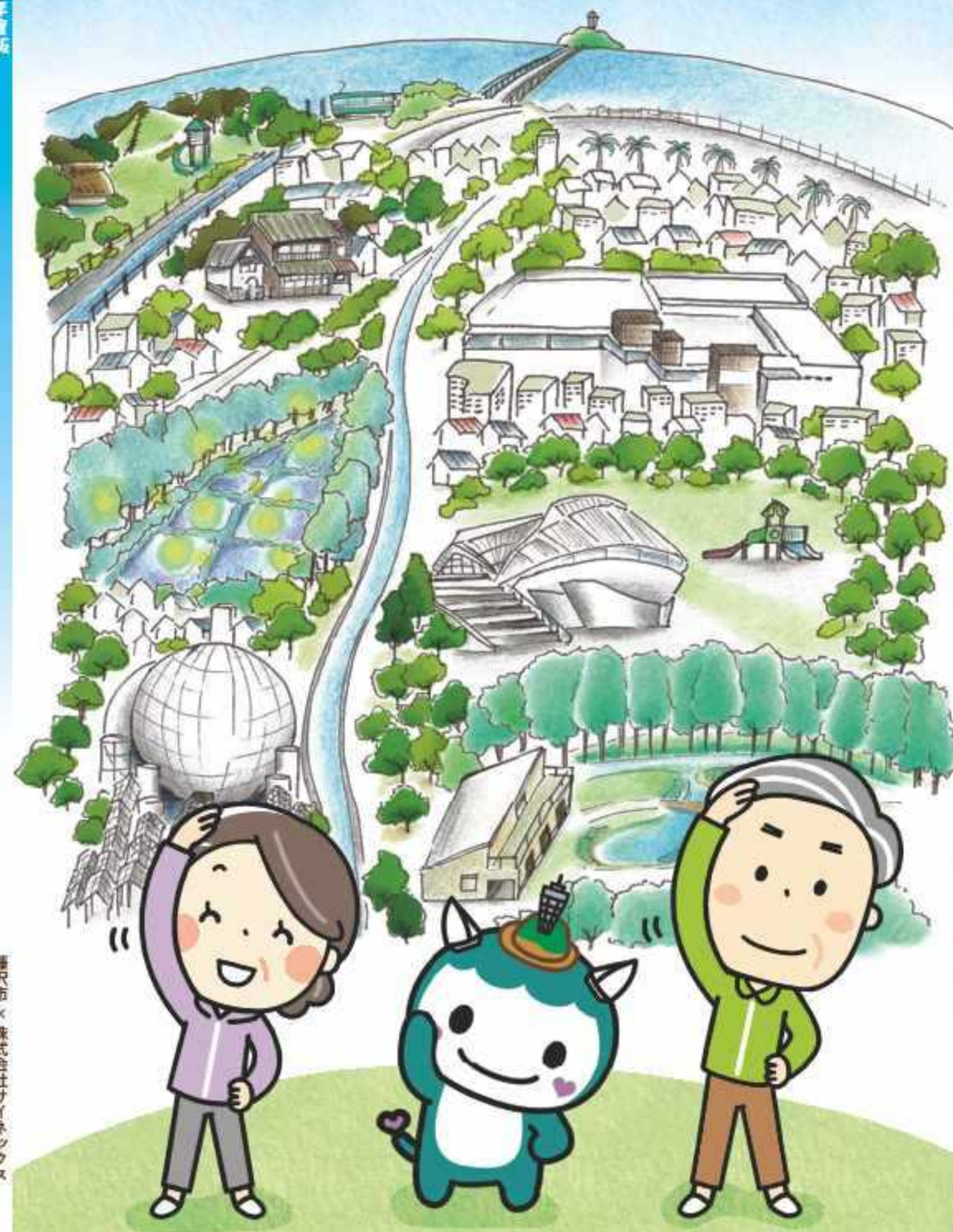
0120-912-991 相談無料

通話無料 / 平日 9時～18時 (土日祝休み)



藤沢市

高齢者のための 安心べんり帳



2026
年度版



元気に長く暮らす
ためのヒント

4

相談窓口

11

健康診査と
お口のケア

15

介護保険サービス

23

在宅生活サービス

28

高齢者の
住まいと施設

37

交流・
生きがい支援

42

医療給付

51

税金・年金

57

権利擁護

60

もの忘れ・
認知機能の相談

64

暮らしの
安心とサポート

66

藤沢市いきいき
サポートセンター

74

藤沢市 × 株式会社サイネックス

三井のリハウス

60歳以上のための新サービス

シニアデザイン

はじめました!

例えばこんなことが無料でご相談できます。(予約制)

1 シニア向け住宅への住みかえ相談

お客様のご要望や生活に合ったシニア向け住宅や住まいをご紹介し、お住みかえまでワンストップでサポートいたします。



2 老後資金の相談

リースバックやリバースモーゲージ等、不動産を活用した老後資金の捻出をサポート。老後資金のシミュレーションも行います。



3 資産管理対策の相談

認知症対策や資産管理の手法として注目を集めている「家族信託」や、「相続税簡易診断」などのサポートを行います。



三井のリハウス藤沢センターまでお気軽にご連絡ください。

※当サービスは不動産をご所有の方に向けてのサービスです。※一部のサービスについては専門家と連携して有償にて対応します。

フリーコール
0120-399-031

メール
fujisawa@rehouse.co.jp

24時間無料査定受付中!



スマートフォン・タブレットからQRコードで簡単にご依頼いただけます

※QRコードは、一部の機種やアプリケーションで読めない場合があります。
※QRコードは弊社アンソウウェブの登録商標です。



〒251-0055
藤沢市南藤沢3-12 クリオ藤沢駅前 4F

三井不動産リアルティ株式会社

国土交通大臣(15)第777号 (一社)不動産協会会員 (一社)不動産流通経営協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

Wellith

OLIVE

ウエリスオリーブ鶴沼松が岡

NTTグループのサービス付き高齢者向け住宅
介護が必要な方も安心して暮らせる住まい



外観(2017年6月撮影)

エントランスホール(2017年6月撮影)

介護サービス

お元気な方から
要介護の方までご入居可能

- デイサービス
- 訪問介護事業所 併設
- 居宅介護支援事業所 併設

医療サポート

日中帯365日
看護師常勤(9時~18時)

協力医療機関・
在宅支援医療機関による
サポート体制

※訪問診療費等は
別途必要となります。(有料)

館内調理の栄養バランスのとれた食事サービス

1日3食、
365日お食事を提供

※食費に応じて料金はご負担いただきます。

ご入居者向けのアクティビティ開催

ご入居者様同士の
コミュニケーションを育みます。

ご入居の際の費用例のご案内(プラチナルーム)

ご入居時費用例 378,200円(税込)

敷金 244,000円(非課税)
仲介手数料 134,200円(税込)

※敷金は退去時に原則返還されます。未払い金等がある場合は精算のうえ返還いたします。

月々の費用例 245,580円(税込)

賃料 122,000円(非課税)
共益費 16,000円(非課税)
基本サービス費 39,600円(税込)
食費 67,980円(税込)

※居室内水道光熱費、生活用品、介護保険(ご利用者負担分)、介護保険外サービス(テルウェル東日本株式会社と別途契約)等が別途必要となります。
※食費は1日3食を30日ご提供の場合の費用です。(喫食に応じて負担いただきます。)



洋室(2017年2月撮影)

江ノ島電鉄「鶴沼」駅徒歩5分

現地案内図 所在地:藤沢市鶴沼松が岡2-3-8



建物ご見学・入居のご相談はお気軽にお問い合わせください

【ウエリスオリーブ鶴沼松が岡物件概要】■募集概要 ●資料(月額)/122,000円●住居専有面積/18.90㎡●間取り/1R●募集戸数/1戸●建物竣工時期/2016年12月27日●入居時期/即入居可※諸手続き完了後となります。●共益費等(月額)/16,000円●基本サービス費(コンシェルジュ・見守り・生活支援・健康相談等、月額)/39,600円(税込・1人入居)※居室内水道光熱費、生活用品等は別途●食費(1日3食、30日提供の場合)/67,980円(税込、朝食572円・昼食814円、夕食880円(喫食に応じて負担))●敷金(入居時の受領費用)/244,000円●仲介手数料(入居時、月額賃料分)/134,200円(税込)●損害保険/加入義務あり(別途費用がかかります)■共通概要 ●所在地/神奈川県藤沢市鶴沼松が岡二丁目3番8号(住居表示)●交通/江ノ島電鉄「鶴沼」駅徒歩5分、小田急江ノ島線「鶴沼海岸」駅徒歩13分●貴機戸数/63戸●構造・規模/鉄骨コンクリート造地上3階建●類型/サービス付き高齢者向け住宅(登録番号神27(1)007)●入居条件/60歳以上●契約形態/終身建物賃貸借契約●敷地の権利形態/一般定期借地権(賃借権・転賃借権)存続期間2068年5月31日まで●介護保険/在宅サービス利用可●利用料の支払い方式/月払い●土地・建物の所有/土地所有者:NTT東日本株式会社、建物所有者:NTT都市開発株式会社・テルウェル東日本株式会社●広告主/NTT都市開発株式会社〒101-0021東京都千代田区外神田4-14-1秋葉原UDX●宅建業法による免許証番号/国土交通大臣(第)第5856号●所属団体および公正取引協議会加盟事業者である旨/(一社)不動産協会会員(一社)不動産流通経営協会会員(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟●専任係理業者/NTTアーバンバリューサポート株式会社※物件概要は2026年1月10日現在のものです。

(主) NTT都市開発

(運営主体) TelWell NTTグループ テルウェル東日本

お問い合わせは「ウエリスオリーブ案内センター」までご連絡ください。ホームページも併せてご覧ください。

0120-856-652 営業時間 8:00~19:00(年中無休)

ウエリスオリーブ 検索

ドーン!! お売りください!

カインドベアの買取はスゴイんです

出張費無料
出張現金買取
いたします
東京・神奈川 全域 **査定は玄関先でもOK!!**
大物商品も査定・買取に伺います
 お気軽にお問い合わせください

売れるもの買取りさせて下さい **家屋・蔵・倉庫 解体する前に!**

金・プラチナ 壊れた
ダイヤモンド ものもOK



ブランド品
高級時計



お酒
洋酒・国産



純銀・シルバー
金銀メダル 銀製品なら何でもOK



茶道具・骨董品
中国物など
万年筆



切手・記念切手
バラ、1枚からでもOK



カメラ・レンズ



■ 他店と比べて下さい ■ 買取専門店 カインドベア

買

Kind Bea

カインドベア

検索

心の絆、安心の証



当事業所は
遺品整理士
 の有資格者がいます。

古物商許可証 第452670007020号 / 藤法-696 藤沢税務署長 酒類販売業免許通知書

茅ヶ崎店
 茅ヶ崎市共恵 1-10-16
0467-81-5326
 定休日なし
 営業時間 10:00~19:00



辻堂店
 藤沢市辻堂新町 1-5-12
0466-86-7505
 定休日 土曜日・日曜日
 営業時間 10:00~19:00



高齢者のための 安心べんり帳

もくじ

元気に長く 暮らすための ヒント



- 4 高齢者の健康づくり
フレイル予防
- 7 65歳からの健康づくり
(一般介護予防)
- 8 健康づくり支援
- 9 市営施設の利用料金割引
(減免)について
- 10 藤沢市介護予防・
日常生活支援総合事業
(総合事業)

相談窓口

- 11 いきいきサポートセンター
(地域包括支援センター)
- 11 地区福祉窓口
- 12 ふじさわ安心ダイヤル24
- 12 藤沢市コンタクトセンター
- 12 消費生活相談
- 13 福祉に関する相談窓口
- 14 障がい者等生活改善相談
- 14 在宅医療支援センター

健康診査とお口のケア

- 健康診査
- 15 こくほ等特定健康診査・
特定保健指導
- 16 後期高齢者等健康診査
- 17 がん検診
- 18 肝炎ウイルス検診
- 18 成人歯科健康診査
- 19 高齢者インフルエンザ・
新型コロナワクチン予防接種
- 20 高齢者肺炎球菌ワクチン
予防接種
- 20 高齢者帯状疱疹ワクチン
予防接種
- 口腔ケア
- 21 在宅療養者等歯科診療
推進事業
- 21 要介護高齢者歯科診療事業

介護保険サービス

- 23 サービスを利用するには
- 24 利用できるサービス

在宅生活サービス

- 28 高齢者はり・きゅう・
マッサージ利用券
- 28 一時入所サービス
- 29 緊急通報サービス
- 30 認知症等行方不明
SOSネットワーク
- 31 一声ふれあい収集
- 31 福祉大型ごみ収集
- 32 図書館宅配サービス

- 32 寝具乾燥消毒サービス
- 33 水道料金の減免
- 34 紙おむつの支給
- 35 訪問美容サービス
- 35 福祉タクシー利用券
- 36 共生型ホームヘルプ事業

高齢者の住まいと施設

- 高齢者の住まい
- 37 高齢者向け市営住宅
- 37 あんしん入居サービス補助金
- 38 サービス付き高齢者向け
住宅のご案内
- 38 高齢者住まい探し相談会
- 入所施設
- 39 養護老人ホーム
- 39 ケアハウス(軽費老人ホーム)
- 40 特別養護老人ホーム
(介護老人福祉施設)
- 41 介護老人保健施設
- 41 介護医療院

交流・生きがい支援

- 42 地域の縁側
- 44 ふじさわボランティアセンター
- 45 地区ボランティアセンター
- 46 地域ささえあいセンター
- 47 いきいきシニアセンター
(老人福祉センター)
- 47 湘南すまいるバスの運行
- 48 ゆめクラブ藤沢(老人クラブ)
- 48 友愛チーム

〈広告〉

訪問診療

頭痛診療、一般診療:毎週日曜日

在宅医療支援診療所



当院では、施設やご自宅への訪問診療を行っております

藤沢在宅クリニック

お元気なうちからご相談ください



藤沢市南藤沢17-16 秋山ビルII 201号室

TEL 0466-50-2399

藤沢駅南口 徒歩5分

- 48 いきいきシニアライフ応援事業
- 49 生きがい福祉センター
(シルバー人材センター)
- 49 老人憩の家
- 49 老人ふれあいの家
- 50 敬老事業
- 50 敬老祝金の贈呈
- 50 100歳訪問

医療給付

- 51 国民健康保険
- 51 後期高齢者医療制度
- 52 高額療養費の支給
- 55 入院時食事療養費・生活療養費
- 56 葬祭費
- 56 ねたきり高齢者の
医療費助成制度

税金・年金

- 57 障がい者控除対象者認定
- 57 社会保険料控除
- 58 確定申告医療費控除
- 58 外国籍市民等福祉給付金
- 59 老齢基礎年金

権利擁護

- 60 地域で守ろう高齢者の権利
- 62 高齢者虐待相談
- 63 成年後見専門相談
- 63 成年後見申立て
- 63 日常生活自立支援事業

もの忘れ・認知機能の相談

- 64 もの忘れ相談
- 64 認知症簡易チェックサイト
- 64 藤沢市認知症受入れ
医療機関情報
- 64 神奈川県認知症相談窓口
- 65 神奈川県認知症疾患
医療センター
- 65 認知症サポーター養成講座
- 65 認知症ガイドブック(ケアパス)
- 65 認知症カフェ・交流会・家族会

暮らしの安心とサポート

- 暮らしの支援・制度
- 66 健康手帳の交付
- 66 車いすの貸出
- 66 福祉資金の貸付
- 66 生活福祉資金の貸付
(県社協の事業)
- 67 投票所での支援・郵便等による
不在者投票制度
- 68 スマホの基本操作相談会
- 68 介護者支援
- 安心・安全な暮らし
- 69 救急医療情報カード
(通称「あんしんみまもりカード」)
- 69 ペット見守りリーフレット・ペット
緊急時連絡シート
- 70 防災情報
- 71 防犯情報
- 71 交通安全情報
- 72 上手な119番のかけ方

- ご遺族・終活サポート
- 73 ご遺族手続支援窓口
- 73 終活ノート
(エンディングノート)の配布
- 74 藤沢市
いきいきサポートセンター
(地域包括支援センター)
- 78 生活のヒント①
リフォームの基礎知識
- 79 生活のヒント②
空き家放置していませんか?

(広告)

排尿に対するお悩み、お気軽にご相談ください。

みうら腎泌尿器クリニック
藤沢・大船院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00~12:30	●	●	/	●	●	●	/	/
14:30~18:30	●	●	/	●	●	●	/	/

受付は診療終了時間の10分前までとなります

藤沢市柄沢554-5 <駐車場あり>
藤沢駅から10分 □ 柄沢神社入口

TEL 0466-28-2525

湘南の不動産買い取ります

PLANNING
S H O N A N

相續 資産処分

売買 秘密厳守

☎ 0466-52-6125

辻堂西海岸一丁目9番1号2階E号室

湘南フォーシーズンズクリニック
内科・婦人科・外科・消化器内科・肛門外科

**肛門疾患などの
日帰り手術**

診療時間：9:30~12:30 / 15:00~18:00
休診日：水曜、土曜午後、日曜、祝日
※婦人科 9:30~12:30 / 14:00~17:00

☎ 0466-33-3355

藤沢市辻堂新町4-3-5
ミスターマックス湘南藤沢ショッピングセンター2階

古道具・骨董品
買取りいたします

古ければガラクタでも構いません
見積り無料
かんざし・刀・書物・時計・作家画
茶室・内装用品・ガラス器・美術品・玩具など

物置や押入れに眠っている古い物
ホコリだらけでもOK
お引越しや家屋解体時にもご相談下さい

飾り屋 ☎ 0120-89-6676

茅ヶ崎市十部坂 2-3-20 古物商許可 神奈川県公安委員会許可 第 452670000506 号



元気に長く暮らすためのヒント

もしかしてフレイル？

フレイルをご存じですか？年をとって体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態のことを言います。そのまま放置すると、介護が必要となる可能性が高くなりますが、予防や改善ができる段階でもあります。大事なことは、早めに気づいて、適切な取組を行うこと。そうすれば、フレイルの進行を防ぐことができます。



こんな傾向はフレイルかも・・・

- おいしく食べられなくなった
- (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする
- 6か月間で、意図せず体重が2kg以上減った



フレイル予防の3つのポイント

フレイル予防は日々の習慣と結びついています。栄養、身体活動、社会参加を見直すことで活力に満ちた日々を送りましょう。

1 栄養 食事の改善

食事は活力の源です。バランスのとれた食事を3食しっかりととりましょう。また、お口の健康（口腔ケア）にも気を配りましょう。歯みがきや入れ歯、舌のケアも忘れずに!!



2 身体活動 ウォーキング・ストレッチなど

身体活動は筋肉の発達だけでなく食欲や心の健康にも影響します。今より10分多く体を動かしましょう。



3 社会参加 趣味・ボランティア・就労など

趣味やボランティア等で外出することはフレイル予防に有効です。自分に合った活動を見つけましょう。



耳の聞こえが
気になる方 ▶「加齢性難聴」

加齢以外に特別な原因がないものを「加齢性難聴」と呼び年齢を重ねるにつれて生じる聴力の低下です。徐々に進行するため、本人が気づかないこともあります。

こんな症状はありませんか？

- ☑ 会話で聞き返すことが多い。
- ☑ テレビの「音量が大きい」と言われる。
- ☑ 聞き取れないときに推測で判断する。
- ☑ 電子レンジやチャイムの音が聞こえにくい。
- ☑ 騒がしい場所で声が聞き取りにくい。



加齢性難聴は早期発見・対応が大切です。気になる方は耳鼻咽喉科の先生に相談しましょう！

フレイル予防のための**食事**のとり方

必要な栄養素をまんべんなくとるためには、多様な食品や料理を食べることが重要です。

- 3食しっかりとりましょう。
- 1日2回以上、主食・主菜・副菜を組み合わせ食べてみましょう。
- いろいろな種類の食品を食べましょう。
- 家族や友人と共食をするなど、食べることを楽しむ工夫をしましょう。



食事のとり方のコツ

- ☑ 料理が大変な場合は、市販の総菜や缶詰・レトルト食品等も活用してみましょう。
- ☑ バランスの整った配食弁当であれば、主食・主菜・副菜を手軽に組み合わせることができます。

楽しい食事の時間は食欲を増進させます。家族や友達、地域の方と会話をしながら食べましょう。



詳しくは
市ホームページへ

フレイル予防のための「もう1歩」**健口体操**



唇を横にひき
頬を上げる。
目はギュッと
とじる



口をすぼめ
目はよせる



目と口を
大きく開け、
目線は上へ

〈広告〉

耳鼻咽喉科・内科・小児科

門山医院

地域に密着した“かかりつけ医”をめざし貢献していきたいと存じます

診療科目	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	○
午後 3:00~5:00	○	○	○	○	○	○	○

※土曜午後・日曜・祭日 ※受付終了は30分前です。

藤沢市立石3-3203-8
TEL 0466-81-1458

秋元宏恵
歯科クリニック

院長 栗津宏恵

女性の歯科医療による
やさしく丁寧な診療

お子さまからシニアまで
対応できる歯科医院

感染予防対策の
徹底

このような方は気軽に相談下さい

- 歯科の受診が苦手な方
- 保険治療で進めたい方
- 安心できる歯しさを好まれる方
- しっかり歯磨きを受けて、自分で納得してから治療を受けたい方
- 自費や歯周病の予防をしたい方(予防処置)
- 入れ歯でお悩みの方
- 滑舌低下、わずかなせせ、口の中の乾燥などが気になる方

診療時間 月 火 水 木 金 土

9:30~18:00 ● ● ● ● ● ●

14:30~18:00 ● ● ● ● ● ●

◎ 土曜午後は 14:30~16:00
休診日：木曜、日曜、祝日

藤沢市鶴沼花沢町 1-9
TEL. 0466-28-4181
https://akimotohiroo-dc.com
まずはお電話でご相談を

「あなたの元気度チェック」(フレイルリスクチェック)



フレイルリスクのチェックで、ご自身の健康状態を振り返ってみませんか？
小さな変化に気づくためにも「あなたの元気度チェック」してみましょう。

元気に長く暮らすためのヒント

質問	あなたの状態	ポイント
あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない	健康状態
毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満	心の健康状態
1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ	食習慣
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか ※さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ	口腔の機能
お茶や汁物でむせることがありますか	①はい ②いいえ	口腔の機能
6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	①はい ②いいえ	体重の変化
以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	①はい ②いいえ	運動・転倒
この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ	運動・転倒
ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	①はい ②いいえ	運動・転倒
周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか	①はい ②いいえ	認知機能
今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい ②いいえ	認知機能
あなたはたばこを吸いますか (加熱式たばこや電子たばこを含む)	①吸っている ②吸っていない ③やめた	喫煙
週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ	社会参加
ふだんから家族や友人との付き合いがありますか	①はい ②いいえ	社会参加
体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい ②いいえ	周囲の支援

赤色の文字に該当した方は生活機能の低下が疑われます。生活習慣の改善に取り組んだり、いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)(P.74)に相談してみましょう。

〈広告〉

湘南台 腎泌尿器 漢方クリニック
泌尿器科/漢方内科/小児・女性泌尿器科

診療時間 月火水木金土日祝
9:15~12:15 ●●●●●▲—
15:00~18:00 ●●●●●—
▲土曜は~12:00

予約制 女性医師在籍
予約専用 ☎050-5846-5656
総合受付 ☎0466-41-2566

湘南台駅徒歩2分
藤沢市湘南台2-7-12 1F 湘南台ビル1F

高齢者のための安心サービス
ライフサポートTENZYU
てんじゅ (介護保険適用外)
60分3,500円~ (別途交通費800円)

介護保険で対応できないことや日常生活で不安に感じていること、お困りなされていることをサポートヘルパーがお手伝いします!

生活支援 買い物各種代行
外出などの付添い シニアケア

お問い合わせ・サービスのご相談
0800-800-5157
横浜買市浦上台2-16-6 ライトコート浦上台301



市では高齢者の健康維持や介護予防のため、さまざまな取組み、講座などを行っています。

🍀 65歳からの健康づくり (一般介護予防)

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3523 FAX 50-8412
各いきいきサポートセンター(地域包括支援センター) →P.74



介護予防事業は、介護が必要な状態にならないよう、住み慣れた地域の中で、早い段階から健康づくりを支援していく事業です。65歳からの健康づくりに必要な運動、お口の健康づくり、低栄養の予防、認知機能の向上等のテーマに沿った講座等を実施しています。

市ホームページ



対象者 65歳以上のすべての方

転倒予防に関する講座	転倒しやすくなった方、転倒に対する不安がある方を対象に、予防の運動等を行う講座です。講座の内容や日程については、「広報ふじさわ」又は高齢者支援課へお問い合わせください。
地域団体への講師派遣	健康づくりや介護予防に関心のある人(おおむね10人以上)を対象に、専門職を派遣し、お口の健康や低栄養の予防、フレイル予防等健康講座を行います(講師の調整があるため、実施希望時期の3か月前を目安にご相談ください)。
いきいき運動グループ (介護予防運動自主活動団体)	住民が身近な公園等で自主的に体操等を行っている団体で、令和7年11月現在43団体が活動しています。どなたでも参加することができますので、日時や場所については高齢者支援課にお問い合わせください。
地域の縁側 (介護予防特化型)	高齢者のフレイル予防を推進するため介護予防の拠点として、様々なプログラムを実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・わいわい善行 [善行1-26-5] TEL 84-2422 ・地域の縁側 亀吉 [鵜沼海岸7-20-21] TEL 34-8550
個別運動サポート	個別の運動相談です。健康運動指導士等の専門職が個人の体力やからだの状態に合わせた運動を提案します。
介護予防教室	フレイル予防のための体操、食事の摂り方、口腔ケア、認知機能を低下させないためのさまざまな内容のプログラムを実施しています。

元気に長く暮らすためのヒント



〈広告〉

介護付有料老人ホーム(神奈川県指定 1472103165)

ファミリア鎌倉材木座

一人で悩まず、ご相談ください
 ・退院後、自宅で療養がむずかしい。
 ・独りで不安だわ。
 ・ご家族のお世話が難しくなってきた。
 ファミリア鎌倉材木座は家族的な少人数の温かいホームです

TEL 0467-61-3939
<https://www.familiar-kamakura.jp/>

入居一時金ナシ

市が健康づくりを応援！運動や食生活の改善など、生活習慣の見直しをサポートします。

健康づくり支援

健康支援プログラム & 健康づくりトレーニング

問 藤沢市保健医療センター保健事業課 [大庭5527-1] **TEL** 88-7311 **FAX** 86-6065

①健康支援プログラム(担当職種:保健師、管理栄養士、健康運動指導士等)

生活習慣病予防・重症化予防のための6か月間のプログラムです。

②健康づくりトレーニング

「健康支援プログラム」の一環として行うマシントレーニングです。

対象者 18歳以上の市民

場所 藤沢市保健医療センター

費用 「健康づくりトレーニング」を利用する場合は自己負担あり。

申込み 藤沢市保健医療センターにお問合せの上、お申込みください。



健康づくりに関する講演会・講座

問 健康づくり課 [保健所3階] **TEL** 50-8430 **FAX** 28-2280

- 生活習慣病予防をはじめ、健康づくりに関する講演会や教室を実施しています。詳細は「広報ふじさわ」に掲載します。
- 保健師、栄養士、歯科衛生士等がフレイル予防の健康講座を実施します(出張deフレイルリスクのチェック)。5人以上のグループでお申し込みください。

健康相談

問 健康づくり課 [保健所3階] **TEL** 50-8430 **FAX** 28-2280

保健師・管理栄養士等による生活習慣病予防や低栄養に関する相談、歯科医師・歯科衛生士による歯やお口の健康相談、女性の健康相談、禁煙に関する相談等を行っています。

対象者 市民の方 **費用** 無料

問 藤沢市保健医療センター保健事業課 [大庭5527-1] **TEL** 88-7311 **FAX** 86-6065

保健師・管理栄養士による生活習慣病予防に関する相談等や、禁煙に関する相談を行っています。

対象者 市民の方 **費用** 無料

申込み 藤沢市保健医療センターへお申込みください。



市営施設を気軽に利用して、無理なく健康づくりを。

市営施設の利用料金割引(減免)について

問 スポーツ推進課 [市役所本庁舎8階] TEL 50-8243 FAX 50-8433

プール・トレーニングルーム・サウナ浴室等の利用料金につきましては、次のとおり割引(減免)が実施されています。



対象者 60歳以上の市民の方又は身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、介護保険被保険者証をお持ちの方
 ※介護保険被保険者証については、要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当するものとして記載されている方

料金 60歳以上の市民の方→通常料金の2割引
 上記手帳等をお持ちの方→対象者とその付添者1人は無料

障害者手帳アプリの詳細はこちら



利用方法 60歳以上の市民であることが確認できる書類(免許証・保険証)、手帳等をお持ちの方は手帳又は障害者手帳アプリ(ミライロID)を各施設受付に提示してください。

対象施設

プール	<ul style="list-style-type: none"> 秋葉台公園プール 八部公園プール(錦沼運動施設) 石名坂温水プール 	秩父宮記念体育館 TEL 22-5335 FAX 28-5749
トレーニングルーム	<ul style="list-style-type: none"> 秩父宮記念体育館 秋葉台文化体育館 八部公園プール(錦沼運動施設) 	秋葉台文化体育館 TEL 88-1111 FAX 88-8687
サウナ・浴室	<ul style="list-style-type: none"> 秋葉台文化体育館 八部公園プール(錦沼運動施設) 	秋葉台公園プール TEL 88-1811 FAX 88-0081
有料個人使用*	<ul style="list-style-type: none"> 秩父宮記念体育館 秋葉台文化体育館 	石名坂温水プール TEL 82-5131 FAX 82-5132
駐車場*	<ul style="list-style-type: none"> 秋葉台公園 八部公園 石名坂温水プール 	八部公園プール TEL 36-1607 FAX 36-1754

*有料個人使用、駐車場については、手帳等をお持ちの方のみ割引・減免対象となります。



〈広告〉

こみ糖尿病内科
糖尿病内科・内科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	●	●	—	●	●	●
14:30~17:00	●	●	—	●	●	—

【休診日】 水曜・土曜午後・日曜・祝日
※採血のある方は、診察終了の15分前までに来院ください。

藤沢市鵜沼橋1-1-7
 門倉ビル3 1階
 (藤沢駅南口徒歩3分)

TEL:0466-53-7763

お問い合わせ
ご手帳は
こちらから

藤沢市の市外局番は0466です

高齢者の自立支援と介護予防を目的に、生活機能維持のための事業を行っています。

🍀 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3523 FAX 50-8412
各いきいきサポートセンター(地域包括支援センター) →P.74

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)とは

「サービス・活動事業(P.24)」と「一般介護予防事業(P.7)」で構成されるものです。「サービス・活動事業」は基本チェックリストで生活機能の低下が認められ、事業対象に該当された方及び、要支援認定を受けた方が利用できます。「一般介護予防事業」は65歳以上のすべての方が利用できます。



基本チェックリストとは



25項目からなる生活状況等についての簡易な質問に「はい」、「いいえ」で答え、その回答結果で事業対象に該当するかどうかを判定するものです。通常1か月を要する要介護・要支援認定の手続きより早く結果が出るため、認定申請手続きをするよりも簡易で迅速にサービスを利用することができ、介護予防に取り組むことができます。

事業対象とは

総合事業の利用を目的とした、基本チェックリストによる判定区分です。「事業対象」に該当すると、いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)で介護予防ケアプラン(自立した日常生活を送れるようになるための計画)の作成を依頼することができます。

その後、心身や生活の状況と必要性に基づき作成された計画により、「サービス・活動事業」の「訪問型サービス(P.24)」や「通所型サービス(P.25)」が利用できるようになります。



こちらをご覧ください P.23 介護保険サービス

相談窓口

いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] **TEL** 50-3523 **FAX** 50-8412

いきいきサポートセンターは、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう支援する機関です。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師が連携し、チームとして総合的に支援します。藤沢市では、13地区を基本に19か所のセンターを設置しています。

各センターの詳細はP.74ページをご覧ください。

地区福祉窓口

	地区福祉窓口	住所	電話	FAX
1	六会市民センター	亀井野4-8-1	81-6677	83-2298
2	六会市民センター石川分館	石川1-1-22	88-5600	88-5700
3	片瀬市民センター	片瀬3-9-6	27-2711	25-8907
4	明治市民センター	辻堂新町1-11-23	34-3444	33-5727
5	御所見市民センター	打戻1760-1	48-1002	48-5807
6	遠藤市民センター	遠藤2984-3	87-3009	87-3008
7	長後市民センター	長後513	44-1622	46-7034
8	辻堂市民センター	辻堂西海岸2-1-17	34-8661	34-4187
9	善行市民センター	善行1-2-3	81-4431	81-4441
10	湘南大庭市民センター	大庭5406-1	87-1111	87-1110
11	湘南台市民センター	湘南台1-8	45-1600	45-1604
12	鵠沼市民センター	鵠沼海岸2-10-34	33-2001	33-2203
13	村岡市民センター	村岡東1-5-17	23-0634	23-0641
14	藤沢市民センター(5月開設予定)	本町1-12-17(Fプレイス内)	22-0019	22-0293

〈広告〉



ESCORT

—— エスコート ——

高齢者住替え相談センター

老人ホーム・介護施設選びを
完全無料でお手伝いします。

高齢者住替え相談

終活サポート

身元保証

引越、不動産

完全予約制 【受付時間】 8:30 ~ 17:30 (365日)

0120-957-239

藤沢市藤沢 484-1 藤沢アンバービル 4F
藤沢駅北口より徒歩 2分



ふじさわ安心ダイヤル24

問 地域保健課 [保健所4階] **TEL 50-3592** **FAX 28-2020**

24時間毎日無料で、医師や看護師等の専門スタッフによる電話等の相談がご利用いただけます(発信者番号は、通知設定でおかけください)。

●介護相談

介護を受ける方、される方の様々な不安に対し、相談に応じます。

●健康相談

日常生活での「体の不調」や「健康保持・増進」に関する相談に応じます。

●医療相談

病気に関する説明や治療・検査等について、アドバイスします。

●メンタルヘルスの相談

ストレスや不安等の対処法等について、アドバイスします。

●医療機関情報

お住まいの近くの医療機関や専門外来等をご案内します。

TEL 0120-26-0070 ※発信者番号は、通知設定でおかけください。

FAX 050-3816-3809 ※FAX番号、ご相談内容を明記の上、送信をお願いします。

WEB相談 <https://fujisawa-anshindial24.jp/>(外部サイトへリンク)

救急車を呼ぶか迷ったときは、かながわ救急相談センター(#7119)もご利用いただけます。

WEB相談
ホームページ



相談窓口

藤沢市コンタクトセンター

問 TEL 25-1111

藤沢市に関する情報や行政サービスの内容、各種申請や手続き、イベント情報等のお問合せを受け付け、回答や案内を行います。

実施時間 午前8時～午後9時(年中無休)

消費生活相談

問 市民相談情報課 [市役所本庁舎4階] **TEL 50-3573** **FAX 50-8409**

※午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

消費生活全般の商品やサービスのトラブルに関する相談に、専門の知識を有する相談員が解決に向けて助言を行っています。ただし、市内在住・在勤・在学の方に限ります。

〈広告〉

中古車・廃車買取お任せください

K-STATION

ESTABLISHED 2021

免許返納をお考えの方
使用していないお車をお持ちの方
車の処分にお困りの方お問合せください

各種手続き無料

茅ヶ崎市下寺尾1822-5
tel: 0467-37-6489
Mail: car.shop@k-station.info
お気軽にご相談ください



福祉に関する相談窓口

▶ 民生委員・児童委員

問 福祉総務課 [市役所本庁舎2階] **TEL** 50-8245 **FAX** 50-8441

民生委員法に基づき、地域福祉の推進役として高齢者や障がい者、児童、ひとり親家庭、生活にお困りの方の生活上の相談に応じるとともに、行政や関係機関とのパイプ役を務めています。

ご自分の地区の民生委員・児童委員をお知りになりたい方は、福祉総務課又は各市民センターまでお問合せください。

▶ 福祉総合相談支援センター

問 福祉総合相談支援センター(地域福祉推進課) [市役所本庁舎2階]

TEL 50-3533 **FAX** 50-8415

福祉や保健に関わるご相談をお受けします。また、これらの各種制度のご説明や手続き等のお手伝いもいたします。来所の他、電話でのご相談もお受けしております。

▶ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」

問 バックアップふじさわ(地域福祉推進課) [市役所本庁舎2階]

TEL 50-3533 **FAX** 50-8415

生活困窮者自立支援法に基づき、市内在住の方で、収入と支出のバランスがとれない、債務や滞納がある等経済的に困窮している方や生活上の困りごとを抱える方を対象に、その背景にある様々な問題や不安な気持ちをしっかり受け止め、個々の状況に合わせた形で相談支援員が本人に寄り添いながら支援を行う相談窓口です。

本人からの相談が難しい場合には、関係者からの相談も受け付けています。また必要に応じて関係各課や関係機関と連携し、適切な制度やサービスをご案内する等、幅広く対応します。



〈広告〉

え? テレビの音が聞こえづらい
聞き返すことが増えたなど

- スターキー ■フォナック
- シグニア ■GNヒアリング
- オーティコン

福祉用補聴器取扱店
出張いたします 試聴承ります

あなたの耳は大丈夫?
くげぬま補聴器センター
藤沢市藤沼桜が岡3-20-25(本館沼朝より徒歩8分)
0120-82-4133
担当者直通 **090-5228-3990**
(当店は予約制です)

▶地域の身近な相談者「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」(バックアップふじさわ社協)

問 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会 [市役所分庁舎1階]

TEL 47-8131 FAX 26-6978

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は誰もが住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域の活動団体や行政、福祉関係機関と連携して支援を行う福祉の専門職です。

「どこに相談をしたらいいかわからない」時にご相談ください。関係機関と連携して支援します。

障がい者等生活改善相談

問 藤沢市保健医療センター保健事業課 [大庭5527-1] TEL 88-7311 FAX 86-6065

理学療法士(リハビリ専門職)による相談事業を行っています。

- 内容**
- ①生活に不便さを感じる方の身体や環境設定についての相談
 - ②自助具・福祉用具等の改良、使用法についての相談
 - ③車いすや杖等の適合相談と簡易な調整
 - ④福祉用具の導入に付随した住宅改修の相談
 - ⑤上記アドバイス内容についてサービス調整機関への連絡と取扱業者の紹介(業者の斡旋は行いません)

対象者 藤沢市内に住所がある在宅障がい児者及び身体機能の低下により日常生活に不便さを感じている方とその介護者
※介護保険、障がいのサービスを利用されている方には、マネジメント担当者と連携しながらご相談に応じます。

会場 保健医療センター3階 相談室 他(必要時、各家庭等にも訪問相談は可能です。)

申込み 予約制ですので、必ず事前に電話で予約をしてください。
※申込時に身体の様子や生活状況の確認も行います。(電話相談のみも可)

在宅医療支援センター

問 地域医療推進課 [保健所4階] TEL 21-9993 FAX 28-2020

在宅医療に関する電話相談窓口です。在宅医療に関するお悩みやお困りごとがある方は、ご相談ください。

TEL 41-9980 FAX 41-9981

受付時間 午前9時～午後5時 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

健康診査とお口のケア

健康診査

こくほ等特定健康診査・特定保健指導

問 健康づくり課 [保健所3階] TEL 21-7344 FAX 28-2280

藤沢市国民健康保険に加入されている40歳以上75歳未満の方等を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した、生活習慣病予防のための健康診査と保健指導を行っています。

対象者 藤沢市国民健康保険に加入されている40歳以上75歳未満の方等

費用

内容	費用
①こくほ等特定健康診査	2,000円*
②特定保健指導(健診の結果、保健指導が必要な方へ通知します)	無料

※70歳以上の方、又はP.19の<健診等の費用の免除制度>に該当する方(窓口で申し出が必要です)は費用が無料になります。

申込み

対象の方には、健診実施期間前に受診券と診査票を郵送します。藤沢市内指定医療機関に直接ご予約ください。

実施期間

6月1日から10月31日まで

※詳細は、受診券に同封されているご案内をご覧ください。



〈広告〉

内科・消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・糖尿病内科・内分泌内科・神経内科・精神科

往診・訪問診療・人間ドック・地域包括ケア病床・医療療養病床

医療法人 長谷川会 湘南ホスピタル

指定居宅介護支援事業所

医療法人 長谷川会 ケアポート湘南

☎0466-31-0511

指定訪問看護ステーション

医療法人 長谷川会 コスモス訪問看護ステーション

☎0466-35-6771

☎0466-33-5111

辻堂駅南口交番前入る7分
辻堂3-10-2

藤沢市の市外局番は0466です

後期高齢者等健康診査

問 健康づくり課 [保健所3階] TEL 21-7344 FAX 28-2280

後期高齢者医療制度に加入されている方及び75歳以上の生活保護利用者等を対象に生活習慣病を早期発見するための健康診査と保健指導を行っています。

- 対象者**
- ①神奈川県後期高齢者医療制度に加入されている方(75歳以上の方及び65歳以上75歳未満までの方で一定の障がいのある方)
 - ②藤沢市に住民登録がある生活保護利用者
 - ③支援給付の決定がされた中国残留邦人
 - ④藤沢市民で、健康保険未加入の方

費用 無料

申込み 対象の方には、健診実施期間前に受診券と診査票を郵送します。受診時は受診券、診査票及び後期高齢者医療保険証等を持参し、市内指定医療機関に直接ご予約ください。

実施期間 6月1日から10月31日まで
※詳細は、受診券に同封されているご案内をご覧ください。

〈広告〉

湘南鵠沼内科・リウマチ科安達正則クリニック

各種検診・肺炎球菌・带状疱疹等ワクチン接種等、DEXA法による骨密度検査も行っております。

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00~12:00	●	休	●	●	●	●	休	休
14:00~17:30	●	休	●	●	●	休	休	休

休診日:
火曜(第1火曜のぞく)、
土曜午後、日曜、祝日



藤沢市鵠沼桜が岡 4-14-3
本鵠沼駅から徒歩2分

TEL 0466-26-0378

安達正則クリニック

検索



体調・健康について気軽に相談できる地域の診療所

長後すすき内科クリニック

—— 糖尿病内科・内分泌内科・内科 ——

Chugo Suzuki Clinic

	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:30	●	●	●	/	●	★	/
14:30~18:00	●	●	●	/	●	/	/

休診日:木曜・日曜・祝日 ★…9:00~13:00



藤沢市長後 556-1 tel.0466-53-7261

がん検診(肺がん・大腸がん・胃がん・乳がん・子宮頸がん・前立腺がん)

問 健康づくり課 [保健所3階] TEL 21-7344 FAX 28-2280

検診		対象者	費用 ^{※3}	実施期間
肺がん		40歳以上になる方	600円	6月1日～ 10月31日
大腸がん			600円	
胃がん	バリウム	50歳以上の偶数年齢になる方 ^{※1}	3,000円	70歳以上無料
	内視鏡			
乳がん	1方向	50歳以上の偶数年齢になる方 ^{※1}	1,800円	4月1日～ 3月31日
マンモグラフィ (女性のみ)	2方向	40歳代の偶数年齢になる方 ^{※1} 無料クーポン対象者(41歳になる方)	無料	
子宮頸がん (女性のみ)		30歳以上の偶数年齢になる方 ^{※1}	2,000円	70歳以上無料
		20歳代の偶数年齢になる方 ^{※1} 無料クーポン対象者(21歳になる方)	無料	
前立腺がん(男性のみ)		50歳以上になる方	1,000円	6月1日～ 10月31日
胃がんリスク		40、45、50、55、60、65、70歳になる方	1,000円	

※1 奇数年齢で前年度未受診者の方は対象となります。(有料。ただし70歳以上無料)

※2 前立腺がん検診・胃がんリスク検診については、生活保護利用者及び中国残留邦人の方は費用免除となります。

※3 肺がん検診・大腸がん検診・胃がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診については、P.19の〈健診等の費用の免除制度〉に該当する方は費用が無料になります。窓口で申し出が必要となります。

申込み 対象の方には、受診券を郵送します。受診時は受診券、本人確認書類を持参し、市内指定医療機関に直接ご予約ください。(詳細は受診券に同封されているご案内をご覧ください。)

4月以降に転入された方で受診券等のご案内が届いていない方は、健康づくり課までご連絡ください。

〈広告〉

医療法人社団 鷓 純 会

小林内科医院

内 科 消化器内科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
8:30～12:00	●	●	●	/	●	●	/
14:00～17:00	▲	▲	▲	/	▲	/	/

▲…往診 休診日：木曜 / 日曜 / 祝日 / 土曜午後
 藤沢市鷓沼桜が岡 4-15-28 TEL: 0466-22-4648
 鷓沼駅徒歩2分

大腸カメラ
胃カメラ

肝炎ウイルス検診

問 健康づくり課 [保健所3階] TEL 21-7344 FAX 28-2280

肝炎対策の一環として、肝炎の早期発見、早期治療のために肝炎ウイルス検診を実施しています。

対象者 今年度40歳になる方、41歳以上の方で、健康診査の肝機能検査において異常が見られる方。又は過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない方。

費用 1,200円

※P.19の<健診等の費用の免除制度>に該当する方(窓口で申し出が必要)及び肝炎ウイルス検診個別勧奨事業に該当している方(4月1日時点で40歳以上5歳刻みの方)は費用が無料になります。

申込み 対象の方には受診券を郵送します。受診時は受診券、本人確認書類を持参し、市内指定医療機関に直接ご予約ください。

実施期間 6月1日から10月31日まで

※詳細は、受診券に同封されているご案内をご覧ください。

成人歯科健康診査

問 健康づくり課 [保健所3階] TEL 21-7344 FAX 28-2280

歯周病予防等のための歯の健康診査を行っています。

(65歳・70歳・80歳の方のみ咀嚼能力検査を受けることができます。)

対象者 今年度20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・80歳になる方

費用 1,000円

※P.19の<健診等の費用の免除制度>に該当する方及び80歳になる方は費用が無料になります。

申込み 対象の方にはお知らせが届きます。市内指定医療機関に直接ご予約ください。

実施期間 6月1日から10月31日まで

※詳細は、受診券に同封されているご案内をご覧ください。

<広告>



白旗なのはなクリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00~12:00	●	●	●	×	●	●	×
16:00~19:00 (受付:18:30まで)	●	●	●	×	●	×	×

●内科 ●皮ふ科
▲: 15:00~19:00(受付:18:30まで)

0466-55-2511

藤沢市藤沢 2-3-15
トレアージュ白旗 2F

<https://shirahata-nanohana.com>





湘南台まる歯科

SHONANDAI MARU DENTAL CLINIC

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00~13:00	／	●	●	●	●	●	／
14:30~18:30	／	●	●	●	●	／	／

休診日:日曜午後・祝日・月曜

TEL.0466-52-4714

藤沢市湘南台2-31-15
湘南台メディカルモール1F

<https://www.shonandai-maru.com>



●健診等の費用の免除制度

以下に該当する方は医療機関窓口でお申出ください。費用が免除になります。ただし、前立腺がん検診・胃がんリスク検診及び各種予防接種は除きます。

費用免除の方	用意するもの
①市民税非課税世帯の方 ^{*1,*2}	医療機関窓口で非課税申告書をもらい、必要事項を記入の上医療機関に提出
②生活保護利用者の方	生活保護受給証明書
③支援給付の決定がされた中国残留邦人の方	藤沢市が発行した本人確認書類
④身体障がい者手帳に記載されている等級が1～3級の方	身体障がい者手帳
⑤療育手帳に記載されている等級がA1～B1の方	療育手帳
⑥精神障がい者保健福祉手帳に記載された等級が1・2級の方	精神障がい者保健福祉手帳

※1 「非課税世帯」とは住民票上同一世帯全員が非課税であること

※2 「こくほ等特定健康診査の非課税世帯の方」:世帯主とその世帯の国民健康保険加入者全員が非課税であること

高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン予防接種

問 健康づくり課 [保健所3階] **TEL 21-7351** **FAX 28-2280**

インフルエンザ・新型コロナワクチン予防接種の一部公費助成を実施しています。

- 対象者**
- ①接種日に65歳以上の方
 - ②接種日に60～65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器等に障がい1級程度の機能障がい有する方(医療機関の窓口で障がい者手帳を提示してください。)

- 費用**
- インフルエンザ 1,600円
(詳しくは、広報ふじさわ、市ホームページ等でご確認ください。)
 - 新型コロナワクチン 5,100円
(生活保護利用者及び中国残留邦人の方は無料です)

申込み 市内指定医療機関に予約の上、接種してください。

実施期間 10月1日から1月31日まで
※感染動向により、延長する場合があります。



インフルエンザの
市ホームページは
こちら



新型コロナの
市ホームページは
こちら

〈広告〉



海部胃腸内科医院
KAIFU CLINIC

内科 消化器内科 各種検診

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～11:30	●	●	●	×	●	▲
15:00～17:30	●	●	●	×	●	×

▲ 9:00～12:00 ※休診日:日・祝

藤沢市藤が岡 3-6-10

☎0466-26-7225

湘南フォーシーズンズクリニック
内科・婦人科・外科・消化器内科・皮膚科

子宮頸がん 各種
検診 検診

診療時間: 9:30～12:30 / 15:00～18:00
休診日: 水曜、土曜午後、日曜、祝日
※婦人科 9:30～12:30 / 14:00～17:00

☎0466-33-3355

藤沢市辻堂新町4-3-5

ミスターマックス湘南藤沢ショッピングセンター2階

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

問 健康づくり課 [保健所3階] TEL 21-7351 FAX 28-2280

肺炎球菌ワクチン予防接種の一部公費助成を実施しています。

- 対象者** 次のいずれかに該当される方で、過去に肺炎球菌ワクチンを接種していない方
- ①接種日に65歳の方
 - ②接種日に60～65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器等に障がい1級程度の機能障がいを有する方(医療機関の窓口で障がい者手帳を提示してください)

費用 未定(詳しくは、広報ふじさわ、市ホームページ等でご確認ください)
(生活保護利用者及び中国残留邦人の方は無料です)

申込み 市内指定医療機関に予約の上、接種してください。

実施期間 4月1日から3月31日まで



肺炎球菌の
市ホームページはこちら

高齢者带状疱疹ワクチン予防接種

問 健康づくり課 [保健所3階] TEL 21-7351 FAX 28-2280

带状疱疹ワクチン予防接種の一部公費助成を実施しています。

- 対象者** 令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に
- ①65歳の誕生日を迎える方(昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生まれの方)
 - ②60～64歳になる方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいを有する者として厚生労働省令で定める方
- ※大正15年4月2日～昭和35年4月1日生まれの方は、令和11年度までの間、経過措置を設け、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の誕生日を迎える年度に接種ができます。
※対象者のうち②に該当する方、及び年度途中で転入された方には通知が届きません。接種を希望する方は健康づくり課までお問い合わせください。

種類 生ワクチン又は不活化ワクチン

費用 生ワクチン4,500円 不活化ワクチン11,800円(※)
※不活化ワクチンは2回接種が必要なため合計23,600円
(生活保護利用者及び中国残留邦人の方は無料です)

申込み 市内指定医療機関に予約の上、接種してください。

実施期間 4月1日から3月31日まで



带状疱疹の
市ホームページはこちら



在宅療養者等歯科診療推進事業

▶ 歯・口に関する相談窓口

問 健康づくり課 [保健所3階] **TEL 50-8430 FAX 28-2280**
 公益社団法人藤沢市歯科医師会 [鵠沼石上2-10-6] **TEL 26-3310 FAX 24-5325**

お口に関することでお困りの方はご相談ください。
 歯の治療、義歯の不具合、食事の事(ムセ、飲み込みについて)、口腔ケア等相談に応じます。
 治療や口腔ケア、口腔機能向上のための訓練等が必要な場合、歯科医師・歯科衛生士が訪問して、口腔内や全身の状態を確認し、担当医を紹介します。

- 対象者** 在宅療養中の方
- 費用** 相談は無料。治療や口腔ケアは保険対応になります。
- 申込み** 直接、歯科医師会にお申込みください。

要介護高齢者歯科診療事業

問 障がい者支援課 [市役所本庁舎2階] **TEL 50-3528 FAX 25-7822**
 公益社団法人藤沢市歯科医師会 [鵠沼石上2-10-6] **TEL 26-3310 FAX 24-5325**

要介護高齢者を対象に、藤沢市南部歯科診療所(藤沢市口腔保健センター内)、藤沢市北部歯科診療所(藤沢市保健医療センター内)で、歯科診療を行っています。

- 対象者** 市内在住の要介護高齢者
 ※要介護高齢者とは概ね65歳以上で、一般の歯科医では対応が困難な方及び寝たきりの状態にある方
- 診療日時** 日曜日・木曜日午前9時30分～午後1時
 ※ただし、診療日が国民の祝日と重なった日、8月のお盆期間を含む一週間、及び12月29日から翌年の1月6日までの当該曜日を除く。
- 申込み** 直接、歯科医師会にお申込みください。完全予約制です。



いつでも！誰でも！どこからでも！

藤沢市

高齢者のための 安心べんり帳

電子ブック案内



タブレット パソコン スマートフォン



電子ブックはこんなときに活用できます



必要な手続きを
調べたい



福祉施設について
考えておきたい



近くの支援センターの
場所を調べたい



福祉・介護の
サービスを知りたい



冊子が
見つからない

ブックマークは
こちらから



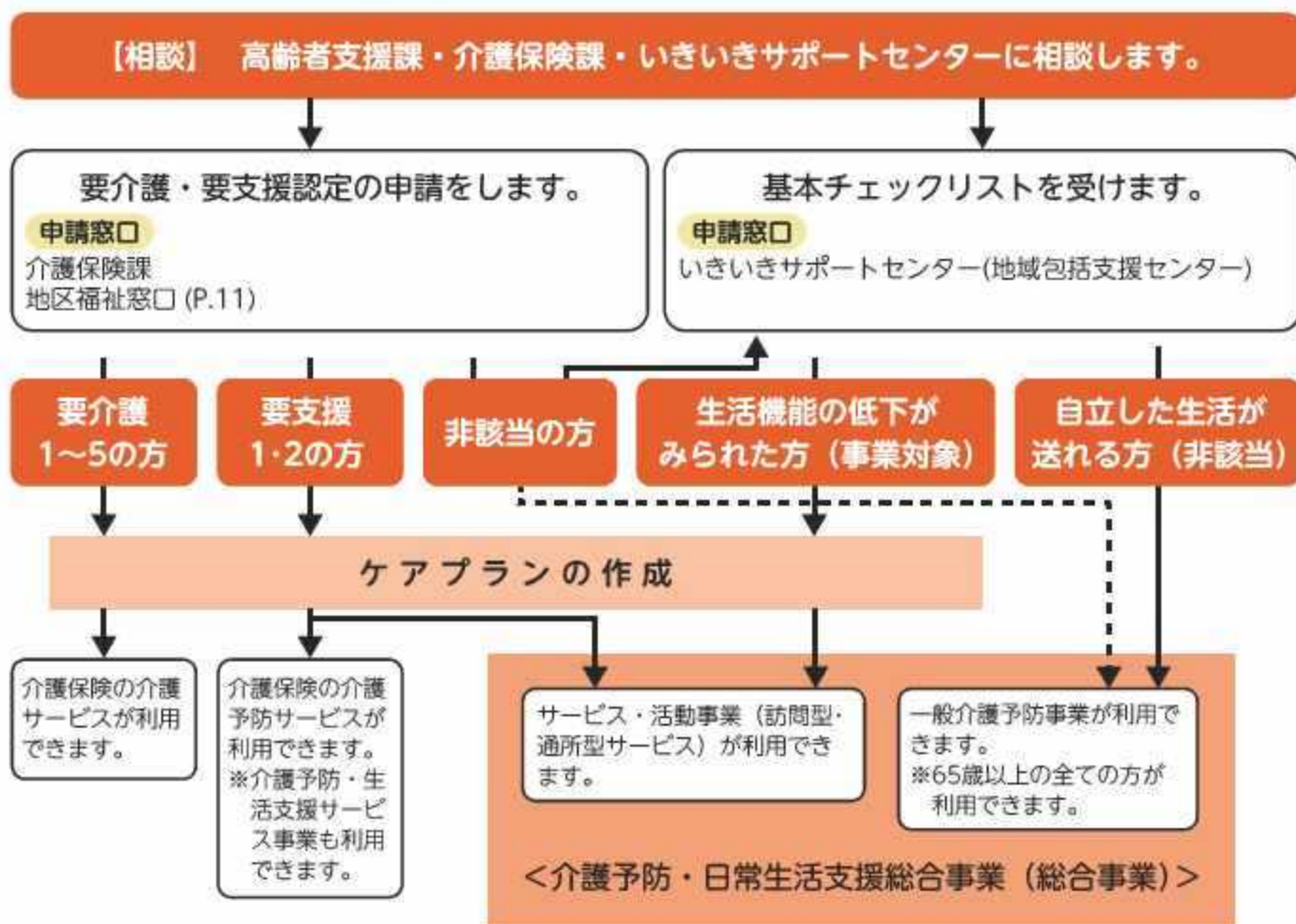
介護保険サービス

介護保険制度は、本人や家族が抱えている介護の不安や負担を解消するため、皆様に負担していただいた保険料等を基に運営する社会保険制度です。

サービスを利用するには

65歳以上の方が介護保険のサービスを利用するには、要介護・要支援認定申請をし、認定を受けるか、基本チェックリストを受け、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の事業対象に該当することが必要です。

▶ 利用までの流れ(65歳以上の方)



※40歳から64歳までの方で、加齢との関係が認められる16の特定疾病により介護を必要とされる方は、要介護・要支援認定申請をし、認定を受けることが必要です。基本チェックリストは受けられません。

※「要介護1~5」と認定された方で、居宅でサービスを利用する方は、居宅介護支援事業者等のケアマネジャーに依頼し、ケアプランを作成して、サービスを利用します。また、施設サービスを利用する方は、入所を希望する施設へ直接申込みます。

※「要支援1・2」と認定された方、又は「事業対象」に該当した方は、お住まいの地区を担当するいきいきサポートセンター(地域包括支援センター)等に依頼し、介護予防ケアプラン等を作成して、サービスを利用します。

▶ 利用者負担

サービスを利用した場合は、1割、2割又は3割相当額が利用者の自己負担になります。

※利用するサービスによっては、利用者負担額(1割、2割又は3割相当額)のほか、食費や居住費等が別途かかる場合があります。

利用できるサービス

問 介護保険課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-8276 FAX 50-8443
 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3523 FAX 50-8412

※詳細は、介護保険パンフレット「あなたと歩む介護保険」をご参照ください。

▶ 自宅で利用するサービス

サービスの種類	事業対象者	要支援	要介護	サービスの内容
訪問介護<ホームヘルプ>	×	×	○	ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、食事・入浴・排泄等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助を受けます。
介護予防訪問型サービス(総合事業)<ホームヘルプ>	○	○	×	
訪問型サービス・活動A(総合事業)<ホームヘルプ>	○	○	×	ホームヘルパー又は市が実施する研修を修了した方等に訪問してもらい、掃除・調理・買い物等の生活援助サービスの一部を受けます。
訪問型サービス・活動C(総合事業)	○	○	×	保健・医療の専門職による居宅での相談指導等、短期間(3か月～6か月)の集中的な支援を受けます。
訪問入浴介護	×	○	○	移動入浴車等で自宅を訪問してもらい、入浴の介助を受けます。
訪問看護	×	○	○	看護師等に自宅を訪問してもらい、療養上の世話を受けます。
訪問リハビリテーション	×	○	○	理学療法士等に自宅を訪問してもらい、必要なリハビリテーションを受けます。
居宅療養管理指導	×	○	○	医師、歯科医師、薬剤師等に自宅を訪問してもらい、療養上の管理及び指導を受けます。
夜間対応型訪問介護	×	×	○	夜間の定期的な巡回又は通報により、ホームヘルパーに訪問してもらい、食事・入浴・排泄等日常生活の世話を受けます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	×	×	○	日中・夜間の定期的な巡回又は通報により、ホームヘルパーや看護師に訪問してもらい、日常生活や療養上の世話を受けます。

〈広告〉



健康と安心、
そして希望に満ちた生活を

湘南HOPE訪問看護ステーション

神奈川県藤沢市辻堂西海岸1-2-14

TEL.0466-86-5565

私たちは自分が
して欲しい
尊敬を考慮したケアを
心がけていきます





▶ 自宅から施設に通いで利用するサービス、又は施設に宿泊して利用するサービス

サービスの種類	事業対象者	要支援	要介護	サービスの内容
通所介護<デイサービス>	×	×	○	日帰りでデイサービスセンター等に通い、日常生活の世話を受けます。
地域密着型通所介護<デイサービス>	×	×	○	
介護予防通所型サービス(総合事業)<デイサービス>	○	○	×	
通所リハビリテーション<デイケア>	×	○	○	日帰りで施設等に通い、理学療法士等によるリハビリテーションを受けます。
短期入所生活介護<ショートステイ>	×	○	○	施設等に短期間入所し、日常生活の世話や機能訓練を受けます。
短期入所療養介護<ショートステイ>	×	○	○	施設等に短期間入所し、必要な医療や日常生活の世話を受けます。
認知症対応型通所介護	×	○	○	認知症の人が日帰りでデイサービスセンターなどに通い、日常生活の世話を受けます。
小規模多機能型居宅介護	×	○	○	通いサービスを中心として、自宅への訪問やショートステイ等を組み合わせたサービスを受けます。
看護小規模多機能型居宅介護	×	×	○	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能が1つとなったサービスを受けます。



〈広告〉

暮らしの中に「やすらぎ」を



やすらぎケアセンター
藤沢



0466-50-0013
藤沢3-3-25 ヒロビルII 101号



療育訓練を重視したデイサービス
やすらぎスペース

YASURAGI SPACE
やすらぎケアセンター
むつあい



0466-53-8181
西便野1928-1

やすらぎケアセンター
湘南台



0466-46-0420
湘南台1-26-6 井上ビル1F

ホームページはこちら▶



▶ 生活環境を変えるためのサービス

サービスの種類	事業対象者	要支援	要介護	サービスの内容
福祉用具貸与	×	○	○	日常生活上の自立を助けるための福祉用具の貸与を受けます。
福祉用具購入費の支給	×	○	○	入浴・排泄に使用する福祉用具や杖・歩行器等、特定の福祉用具を購入したとき、購入費の一部の支給を受けます。
住宅改修費の支給	×	○	○	在宅での生活を継続するため、手すりの取り付けや段差解消等の特定の住宅改修をしたとき、改修費の一部の支給を受けます。



〈広告〉

福祉用具レンタルと販売・住宅改修・ケアプラン作成



ひとつつながる あしたへ 介護保険認定事業者

メディケアセンター

本社〈藤沢〉 〒251-0052 藤沢市藤沢1027

0466-23-2311

ホームページはこちら ▶ www.mc-tehart.com



ていわ-ZHDグループ



JR藤沢駅 北口徒歩6分

年金事務所 ●
ダイエー ●
日産レンタカー ●
さいか摩 ●
ビックカメラ ●
藤沢市役所 ●

小田原 ● 片瀬江ノ島 ● 小田急藤沢駅 ● 横浜 ●

お客様相談受付

ご要望・質問等ございましたら、お気軽にご相談ください!

月～土 午前8:30～午後5:30

祝日 午前9:00～午後5:30

定休日

日曜日

介護用品ショールーム併設

駐車場完備

高齢者施設・老人ホーム紹介・入居相談はこちら

メディケア-PLUS

お住まいのお困りごと
メディケアプラスが
解決します!

ご相談無料! まずはお電話ください

0466-27-3033

月曜日から日曜日: 9:00～18:00(年末年始休業)



▶ 生活の場を自宅から移して利用するサービス(施設等へ入所)

サービスの種類	事業対象者	要支援	要介護	サービスの内容
介護老人福祉施設 〈特別養護老人ホーム〉	×	×	○ 原則 要介護 3以上	常時介護が必要で、自宅での介護が困難な人が入所する施設です。
介護老人保健施設	×	×	○	リハビリテーション等の医療サービスを必要とする人が入所し、自宅への復帰を目指す施設です。
介護医療院	×	×	○	長期にわたり療養が必要な方が入所し、医学的管理の下における介護等必要な医療や日常生活上の世話等を受ける施設です。
特定施設入居者生活介護	×	○	○	指定を受けた有料老人ホーム等に入所し、日常生活上の世話等を受けます。
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	×	×	○ 原則 要介護 3以上	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。
認知症対応型共同生活介護 〈グループホーム〉	×	○ 要支援 2以上	○	認知症の人が共同生活をしながら日常生活上の世話等を受けます。
地域密着型特定施設 入居者生活介護	×	×	○	指定を受けた有料老人ホーム等のうち、入居定員が29人以下の施設に入居し、日常生活上の世話等を受けます。



〈広告〉



在宅生活サービス

介護保険の認定に関わらず受けられるサービス

高齢者はり・きゅう・マッサージ利用券

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3571 FAX 50-8412

高齢者の健康増進と介護予防のきっかけづくりのため、市が指定したはり・きゅう・マッサージ施術所で利用できる利用券を交付します。

対象者 藤沢市に住民登録のある75歳以上の方(当該年度中に75歳を迎える方を含む)

交付枚数 1人あたり3枚

利用方法 1回の施術に対し、1枚の利用券を施術所に提出してください。
利用券1枚で、1回3,000円分の施術が自己負担なく受けられます。

利用施設

- 市指定はり・きゅう・マッサージ施術所
- いきいきシニアセンター3か所(マッサージ室利用のみ)
- 秋葉台文化体育館内マッサージ室

※12月までに1枚でも利用された方には、翌年度の利用券を発送する予定です。



詳しくは、
市ホームページから
ご確認ください。

申込み 対象者の方で申請がお済みでない方は、随時受付をしておりますので、ご希望の場合、高齢者支援課へご連絡ください。申請書を改めてお送りします。
高齢者支援課、地区福祉窓口(P.11)でも受付しております。

一時入所サービス

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3523 FAX 50-8412

家族の急病等で一時的に高齢者の介護ができない時や、ひとり暮らしの方で在宅での生活が一時的に困難となった時等に、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへ、必要と認められた期間一時入所することができます。

対象者 65歳以上の方で、介護者の病気、出張、冠婚葬祭等社会的な理由により家庭での養護又は介護が一時的に困難となった方や、身体的・精神的な理由により、一時的に養護又は介護が必要な状態となった方

費用 (1)養護老人ホームの場合
1日につき、1,320円(滞在費500円+食費820円)
※ただし生活保護利用者は820円(滞在費無料、食費820円)

(2)特別養護老人ホームの場合
介護保険制度自己負担額に準じる

申込み 「福祉サービス利用(変更)申請書」及び所定の健康診断書と必要書類を次の①又は②の窓口提出してください。(事業内容や必要書類については、事前にお問い合わせください。)

- ①高齢者支援課
- ②在宅福祉サービスセンター

緊急通報サービス

問 在宅福祉サービスセンター〔市役所分庁舎1階〕 TEL 50-3524 FAX 24-4169
高齢者支援課〔市役所本庁舎2階〕 TEL 50-3571 FAX 50-8412

日常生活上注意を要する高齢者を対象に、緊急通報装置等を貸与し、日常の相談を受け不安を解消するとともに、人感センサーにより日常的な安否確認を行います。

対象者 本市に住所を有し、かつ市内に居住する高齢者等で、次のいずれかに該当する方
(1)原則65歳以上の在宅生活をするうえで常時注意を要する方で、ひとり暮らしや原則65歳以上の方のみの世帯に属する方。

(2)同居者の就労により(1)に準ずるものと認められる方。ただし、同居又は近隣に居住する親族が緊急時に適切な対応ができる状況にある方は除きます。

※サービス利用にあたっては、対象となる方等の状況を確認したうえで利用決定します。なお関係機関から聞き取りを行う場合があります。

利用条件

- 緊急通報装置(固定型)を利用の場合、固定電話回線を利用するため、固定電話回線への加入が必要となります。
- 緊急通報装置(携帯型)を利用の場合、通話が可能な携帯電話をご自身で所有している必要があります。

費用

- 緊急通報装置(固定型)を利用の場合 月額250円
- 緊急通報装置(携帯型)を利用の場合 月額1,000円

※サービス利用開始に伴う緊急通報装置の設置及び保守等に係る費用は市が負担します。それ以外の費用については、自己負担となります。また、緊急通報装置設置後に発生する費用については、自己負担となります。

申込み 「福祉サービス利用(変更)申請書」と必要書類を次の①又は②の窓口で提出してください。(事業内容や必要書類については、事前にお問い合わせください。)

※申請書類は市ホームページからダウンロードができます。

- ①在宅福祉サービスセンター
- ②地区福祉窓口(P.11)



間違い探しにチャレンジ ～春編～ 間違いを5つ探そう



認知症等行方不明SOSネットワーク

問 在宅福祉サービスセンター [市役所分庁舎1階] TEL 50-3524 FAX 24-4169
高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3571 FAX 50-8412

高齢者等を介護している家族の方が事前に対象となる方の情報を登録し、行方不明となった際に警察等の関係機関が連携して捜索し、早期保護を図ります。

また、登録された方に、衣類や持ち物に貼り付けることができる二次元コード付きの見守りシールを交付します。行方不明となった登録者が保護された際に、発見者が携帯電話で二次元コードを読み取り、表示される市や警察等の電話番号に連絡することで、早期発見・保護につながります。

対象者 40歳以上の在宅で生活する方で、認知症等により行方不明歴のある方、又は行方不明となる可能性のある方

※サービス利用にあたっては、対象となる方等の状況を確認したうえで利用決定します。なお関係機関から聞き取りを行う場合があります。

費用 登録料・見守りシール交付料：無料

特別養護老人ホームで一時保護をした場合にかかる費用は有料となります。

申込み 「福祉サービス利用(変更)申請書」と「認知症等行方不明SOSネットワーク登録届」を次の①又は②の窓口にて提出してください。(登録届には、本人の顔写真と全身写真の貼付が必要です。事業内容や、その他不明な点については、事前にお問合せください。)

※申請書類は市ホームページからダウンロードができます。

①在宅福祉サービスセンター

②地区福祉窓口(P.11)

脳トレ

こたえ

間違い探しにチャレンジ～春編～

- 1 散歩中のペットが変わっている
- 2 帽子にエンブレムが付いている
- 3 ドリンクを飲んでいる
- 4 タオルが無くなっている
- 5 靴の色が変わっている



一声ふれあい収集

問 環境事業センター [遠藤2023-17] TEL 87-3912 FAX 87-9779

生活ごみ(大型ごみ・特別大型ごみを除く)・資源を集積場所まで持ち出すことが困難で家族等の協力が得られない世帯を対象に、市職員が安否確認の一声を掛けながら週1回、収集します。

- 対象者**
- (1) 日常、介助又は介護を必要とする高齢者(概ね65歳以上)のみの世帯
 - (2) 障がい者(身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人)のみの世帯
 - (3) 上記1・2で同居する家族がいる場合であっても、同居者が虚弱、年少者である世帯
 - (4) その他、市長が特に必要であると認めた世帯

- 申込み** 申請書を次の①～④いずれかの窓口へ提出してください。
※申請書は、下記窓口に取りに行くか、市ホームページからダウンロードしてください。
- ① 高齢者支援課
 - ② 障がい者支援課(65歳未満の障がい者手帳取得者に限る)
 - ③ 生活援護課(生活保護利用者に限る)
 - ④ 地区福祉窓口(P.11)

福祉大型ごみ収集

問 環境事業センター [遠藤2023-17] TEL 87-3912 FAX 87-9779

大型ごみや特別大型ごみを宅内から出すことが困難な高齢者世帯や障がい者世帯等を対象に、持ち出し作業サービスを実施しています。なお、大型ごみ処理手数料については、免除となりません。

- 対象者** 上記 一声ふれあい収集の **対象者** と同程度と認められる方
※ご依頼の都度、下記申込み先へ電話でご相談ください。

- 申込み** (株)藤沢市興業公社
TEL 23-5301 FAX 26-7684
- 受付時間: 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時 (土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

〈広告〉

建設工事業を核として、グリーンエネルギー事業も手がける環境創造企業



土木事業
藤沢市・鎌倉市の指定事業者として地域を開発・整備します。
運営 都実業



グリーンリサイクル事業
「土に生きる」樹木などリサイクルし、社会に貢献します。
運営 都実業



グリーンエネルギー事業
木質バイオマス発電所の運営によって、地域発展を推し進めます。
運営 利久閣



株式会社都実業

藤沢市石川 2-15-17
TEL 0466-88-8370



利久株式会社

藤沢市石川 2-15-17
TEL 0466-88-7822

図書館宅配サービス

問 総合市民図書館 [湘南台7-18-2] TEL 43-1111 FAX 46-1130

南市民図書館 [南藤沢21-1ODAKYU湘南GATE6階]

TEL 27-1044 FAX 27-1045

辻堂市民図書館 [辻堂2-15-8] TEL 35-0028 FAX 36-5186

湘南大庭市民図書館 [大庭5406-4] TEL 86-1666 FAX 86-1441

図書館宅配サービスボランティアが図書館資料をお届け・回収します。

宅配日	毎月第2・4水曜日又は木曜日 宅配時間はボランティアとの調整で、事前に決定いたします
借りられる資料	本・雑誌……………10冊
	CD・カセットテープ…5点
	DVD・ビデオテープ…2点

借りられる期間 次回宅配日まで(約1か月間)

対象者 市内在住の、障がいのある方や高齢の方(65歳以上)で、ひとりで図書館・図書室に来館・来室することが困難な方

費用 無料

申込み 電話やFAX、電子申請のいずれかでの申込後、職員が面談に伺います。

e-kanagawa電子申請サービス

「図書館宅配サービス 利用申込み」

右の二次元コードからお申込みいただけます。

※申込み時にメールアドレスが必要となります。



介護保険の認定を受けている方が受けられるサービス

寝具乾燥消毒サービス

問 在宅福祉サービスセンター [市役所分庁舎1階]

TEL 50-3524 FAX 24-4169

高齢者支援課 [市役所本庁舎2階]

TEL 50-3571 FAX 50-8412

掛け布団や敷布団等の寝具類を指定事業者が利用者宅を訪問し、回収したうえで、丸洗い・乾燥・消毒を行います。

対象者及び利用回数

65歳以上の在宅で生活する方で布団干し等が困難な介護保険で要支援1・2、要介護1から5の認定を受けている方

(1) 本人が属する世帯の市民税が非課税の方は年間8回(4月、6月、7月、9月、10月、12月、1月、3月)

(2) 本人が属する世帯の市民税が課税の方は年間4回(4月、7月、10月、1月)

※サービス利用にあたっては、対象となる方等の状況を確認したうえで利用決定します。なお関係機関から聞き取りを行う場合があります。

※感染症等にかかられ、他のご利用者への影響が考えられる場合、サービスを一時中止させていただくことがあります。
※特別な取扱いが必要となる寝具(磁石等が埋め込まれているものや高価な羽毛布団等)については、取扱いできない場合があります。

費用 無料

申込み 「福祉サービス利用(変更)申請書」を次の①又は②の窓口提出してください。(事業内容や必要書類については、事前にお問合せください。)

※申請書類は市ホームページからダウンロードができます。

①在宅福祉サービスセンター

②地区福祉窓口(P.11)

水道料金の減免

問 藤沢水道営業所 [鵜沼石上2-6-1] TEL 27-1211 FAX 25-2079

次の要件に該当する方と同居している世帯では、水道料金が減免されます。

対象者 要介護状態区分が要介護4又は要介護5の方

※老人ホーム等の施設に入所されている場合や入院されている場合は対象外となります。

申請手続に必要なもの 介護保険被保険者証、お客様番号がわかるもの(上下水道使用量のお知らせ等)

※水道の使用者や住所及び減免理由(対象者、要件等)に変更があった場合は、改めて申請が必要となりますので、速やかに(なるべく変更のあった当月内)お手続きください。

申請方法 水道料金の減免申請は次の3つの方法がございます。

①パソコン又はスマートフォンからの電子申請、②郵送による申請、③窓口での申請
詳しくは、下記の県営水道のホームページをご覧ください。

県営水道のホームページ

「水道料金の減免制度」

神奈川県 水道料金減免制度 で検索

若しくは右の二次元コードからでもご覧いただけます。



脳トレ

間違い探しにチャレンジ ～夏編～ 間違いを5つ探そう



紙おむつの支給

問 在宅福祉サービスセンター [市役所分庁舎1階] TEL 50-3524 FAX 24-4169
高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3571 FAX 50-8412

在宅で常時おむつを必要とする方に、月1回紙おむつを支給し、本人及び介護者の身体的、経済的な負担を軽減します。

対象者 本市に住所を有し、かつ市内に居住する在宅高齢者等で、日常的に紙おむつを使用している次のいずれかに該当する方

(1)介護保険で要介護4又は5の認定を受けている40歳以上の方で、本人の合計所得金額が400万円未満の方

(2)介護保険で要支援1から要介護3までの認定を受けている65歳以上の方で、市民税非課税世帯に属する方

※生活保護利用世帯の方、中国残留邦人で支援給付を受けている方は対象外となります。

※サービス利用にあたっては、対象となる方の状況等を確認し、利用決定します。なお関係機関から聞き取りを行う場合があります。

費用 ①注文金額4,000円以下の場合→当該利用金額の1割
②注文金額4,001円以上の場合→当該4,000円を超える額に400円を加えた額

申込み 「福祉サービス利用(変更)申請書」と必要書類を次の①又は②の窓口提出してください。(事業内容や必要書類については、事前にお問合せください。)

※申請書類は市ホームページからダウンロードができます。

①在宅福祉サービスセンター

②地区福祉窓口(P.11)

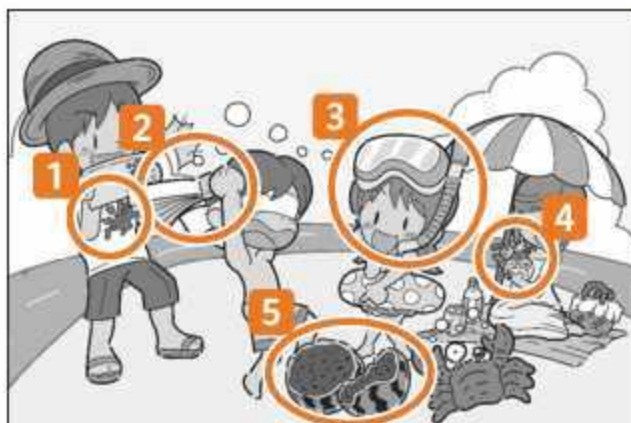
※紙おむつ(ペットのおむつは不可)は透明又は半透明の袋に入れ、可燃ごみとして出してください。無料で収集します。
※商品や制度内容が変更となる場合があります。

脳トレ

こたえ

間違い探しにチャレンジ～夏編～

- 1 Tシャツの文字が変わっている
- 2 ハリセンが変わっている
- 3 ゴーグルをつけている
- 4 アイスクリームが変わっている
- 5 スイカが割れている



藤沢市在宅ねたきり高齢者台帳登録者等が受けられるサービス

訪問美容サービス

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3571 FAX 50-8412

女性の方を対象に美容師がご自宅を訪問して、頭髪のカットを提供します。(年2回)
※男性の方を対象とした訪問美容サービスは令和7年度で終了しました。

対象者 藤沢市在宅ねたきり高齢者台帳に当該年4月1日に登録されている方
又は、要介護3以上の方(車椅子等で座位が保てる方)
なお、介助が必要な場合は付添人を付けること。
※ただし、予算が上限に達した場合は、募集を終了とさせていただきます。

申込み 藤沢市在宅ねたきり高齢者台帳に登録されている方、又は、前年度サービスを受けられていた方には申請書を高齢者支援課から4月下旬頃に発送します。
※上記に該当しない要介護3以上の方については、高齢者支援課に直接お問い合わせください。

福祉タクシー利用券

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3571 FAX 50-8412

在宅でねたきりの高齢者の方に、通院等の際に利用する「福祉タクシー」の利用券を交付し、料金の一部を助成します。

対象者 藤沢市在宅ねたきり高齢者台帳に登録されている方

給付額 1月3,600円分、年間最大43,200円分の利用券を交付します。

利用方法 1回の乗車につき2,400円分までご利用いただけます。請求金額を超えて支払うことができませんので、不足が生じる場合は現金等でお支払いください。

申込み ①高齢者支援課
②地区福祉窓口(P.11)

▶ 藤沢市在宅ねたきり高齢者台帳とは

藤沢市に住民登録があり、在宅で6か月以上食事、用便、寝起き等日常生活の大半を介護によらなければならない状態が継続している65歳以上の方を対象に、民生委員・児童委員が訪問調査した結果、要件に当てはまると登録ができるものです。登録したい方は、ご自分の地区の民生委員・児童委員、若しくは高齢者支援課までお問い合わせください。



介護保険の認定が非該当の方、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)における「事業対象」区分が非該当の方、認定を受けていない方が受けられるサービス

共生型ホームヘルプ事業

問 在宅福祉サービスセンター [市役所分庁舎1階] **TEL** 50-3524 **FAX** 24-4169

疾病等の事由や、家族介護等により、日常生活を営むのに支障が生じている方や、掃除・洗濯・買い物・調理等、主に家事援助を必要とする方に週1回程度、ホームヘルパーを派遣します。

※本事業は高齢者の方に限定したものではありませんが、高齢者の方が利用される場合の要件等について記載しています。

対象者 介護保険の要支援・要介護の認定が非該当及び介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の基本チェックリストが非該当の65歳以上の在宅で生活をし、日常生活において主に家事援助が必要であると認められる方

※サービス利用にあたっては、対象となる方等を訪問し、状況確認した後、市にて利用可否を決定したうえで、ご申請いただくこととなります。なお関係機関から聞き取りを行う場合があります。

費用 1回1時間の生活援助の利用料金は310円

※生活保護利用世帯・市民税非課税世帯の方等は、状況により減免される場合があります。

申込み 「藤沢市共生型ホームヘルプサービス事業利用申請書」と必要書類を在宅福祉サービスセンターに提出してください。(事業内容や必要書類については、事前にお問合せください。)



脳トレ

二字熟語
穴埋め

にチャレンジ

□に漢字を1文字入れて
4つの熟語を作ろう

還
↓
次 → □ → 祖
↓
気

音
↓
田 → □ → 勝
↓
屋

「楽」の「厶」が「厶」で「厶」

高齢者の住まいと施設

● 高齢者の住まい ●

高齢者向け市営住宅

問 住まい暮らし政策課 [市役所分庁舎3階] **TEL 50-3541** **FAX 50-8223**
一般社団法人かながわ土地建物保全協会湘南サービスセンター
[湘南台4丁目5番地の10大嶋ビル1階] **TEL 43-7732** **FAX 43-7734**

市営住宅は住宅に困っている低額所得者に対し、市が低廉な家賃で提供する賃貸住宅です。そのうち、高齢者向けの市営住宅は市が所有しているものや、借り上げているものがあります。これらの住宅は、高齢者が生活しやすいよう手すりの設置、段差の解消等の福祉的配慮がされています。

対象者 市営住宅の入居者資格に該当し、さらに次の要件が必要です。

- ① 高齢世帯は夫婦(婚約者及び事実婚にある方、藤沢市パートナーシップ宣誓書受領証をお持ちの方を含む。)又は親子を主体とした親族2人世帯でともに60歳以上の方、若しくは60歳以上の単身者
※ 婚約者については、入居指定日までに婚姻を証する戸籍等を提出できること。
※ 事実婚については、住民票の続柄が「妻(未届)」 「夫(未届)」と記載されていること。
※ 藤沢市パートナーシップ宣誓書受領証(申込みの際、提示が必要)をお持ちの方は本市で宣誓し、現在同居していること。
- ② 身の回りのことすべてが自分ででき、心身ともに健康である方
※ その他、収入基準、不自然な世帯分離をしていないこと等の条件があります。
※ 借り上げている住宅は、それぞれの住宅で借上期間がありますので、借上期間終了後は、市営住宅として使用できなくなります。

募集時期 毎年7月及び1月

申込み 毎年6月及び12月ごろ、「広報ふじさわ」に掲載します。詳しくは、同時期に配布する「入居者募集のしおり」をご覧ください。

あんしん入居サービス補助金

問 住まい暮らし政策課 [市役所分庁舎3階] **TEL 50-3541** **FAX 50-8223**

入居者の安否確認を行う見守りサービスと、原状回復・家財整理費用の補償制度に加入する際の初期費用の一部を補助します。

対象者 次の①～③のうち、見守りサービスと原状回復・家財整理費用補償制度の契約者の方で、市税等の滞納がない方

①入居者

- 現在藤沢市に継続して1年以上住民登録のある75歳以上の方
- 民間の賃貸住宅にひとりで入居して3か月以内の方
- 過去にこの補助制度を受けたことがない方

②賃貸契約者(①の親族等)

- ①の入居者の賃貸契約を結び3か月以内の方

③所有者(貸主)

- 藤沢市に賃貸物件を所有している方
- ①の入居者と賃貸契約を結び3か月以内の方

対象となるサービス

①安否確認を行う見守りサービスの例

- 人感センサーや室内見守りカメラによる、1日1回以上の安否確認
- 電球や家電の使用状況による、1日1回以上の安否確認
- 支援団体やサービス運営会社の電話や訪問による、週2回以上の安否確認
- 音声ガイダンスによる電話又はメールによる、週2回以上の安否確認

②入居者が亡くなったときの原状回復・家財整理費用の補償制度の例

- 入居者が亡くなったときに発生した修繕・清掃・消臭・消毒等の原状回復費用
- 遺品整理・残った家財の処分費用

※①と②両方に加入することが必要です。

※対象となるサービスの詳細についてはお問合せください。

補助の対象

- サービスの初期登録料
- サービス利用料 ● 保険料
- 見守り機器の購入や設置に必要な初期費用

※上記対象の料金を合計できます。上限は10,000円です。

必要書類

- 申請書兼請求書(ホームページからダウンロードができます。)
- サービス利用契約書や保険の契約書の写し
- 賃貸借契約書の写し
- サービス利用や保険加入の際の初期費用の支払いを証明する書類の写し

申込み

- 必要書類を添えて、住まい暮らし政策課までご提出ください。

サービス付き高齢者向け住宅のご案内

問 (公社)かながわ住まいまちづくり協会

[横浜市中区太田町2丁目22番地神奈川県建設会館4階]

TEL 045-664-6896 FAX 045-664-9359

【対象住宅閲覧先】高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3523 FAX 50-8412

住まい暮らし政策課 [市役所分庁舎3階] TEL 50-3541 FAX 50-8223

バリアフリー構造で面積や設備が高齢者住宅にふさわしい所定の基準を備え、ケアの専門家による安否確認サービス等安心できる見守りサービスがある高齢者単身・夫婦世帯向け住宅です。

※次のホームページでもご案内しています。<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/satsuki/top.html>

※「かながわ住まいの情報紙」の閲覧を希望される場合は職員にお声がけください。



サービス付き高齢者向け住宅
神奈川県ホームページ

高齢者住まい探し相談会

問 (公社)かながわ住まいまちづくり協会 TEL 045-664-6896 FAX 045-664-9359

※午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

県知事指定登録機関の(公社)かながわ住まいまちづくり協会が、高齢者が入居しやすい賃貸住宅(高齢者円滑入居賃貸住宅)や、県内の高齢者向け施設などの資料を用意して、高齢者の方の住まい探しをお手伝いする無料相談会を開催しています。

※相談会は完全予約制となっておりますので、事前に(公社)かながわ住まいまちづくり協会にご連絡ください。

日時等、詳しくは(公社)かながわ住まいまちづくり協会のホームページをご覧ください。



(公社)かながわ住まいまちづくり協会
ホームページ

入所施設

養護老人ホーム

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3523 FAX 50-8412

原則として65歳以上で、経済的にお困りの方で、心身の機能が低下し、日常生活に支障があったり、住宅に困窮していたりと、家庭での生活が困難な高齢者のための施設です。

入所につきましては、高齢者支援課までご相談ください。

施設名	住所	電話	FAX
藤沢養護老人ホーム	鶴沼1559	22-2426	22-2115
湘風園	寒川町大蔵800	0467-75-4545	0467-75-4564

ケアハウス(軽費老人ホーム)

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3523 FAX 50-8412

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下により、独立した生活が不安定で、家族の援助を受けることが困難な方が入居する施設です。

入居者は、個別の日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は、外部の介護保険サービス等を利用することができます。

入所の相談・申込みは直接各施設へお願いします。

施設名	住所	電話	FAX
村岡ケアハウス	渡内3-8-60	26-9505	26-9003

脳トレ

間違い探しにチャレンジ ～秋編～ 間違いを5つ探そう



特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)原則要介護3以上の方

問 介護保険課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-8276 FAX 50-8443

要介護者に対し、食事、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。利用できるのは、原則、介護保険の要介護3以上の認定を受けた方です。入所の相談・申込みは、直接各施設へお願いします。

施設名	住所	電話	FAX
グリーンライフ湘南	石川3928-5	84-1165	84-1168
鶴生園	片瀬海岸1-7-9	28-2662	26-6950
睦愛園	亀井野2087-1	82-7317	83-5789
白鷺苑	用田820	48-0896	48-9215
芭蕉苑	遠藤35	87-1710	88-5326
藤沢特別養護老人ホーム	鶴沼1559	22-2346	25-7437
ラポール藤沢	善行1-12-9	83-4165	97-3667
村岡ホーム	渡内3-8-60	26-3339	26-9003
みどりの園	小塚370-1	52-2511	22-4137
かりん	城南1-22-7	36-8101	36-8179
藤沢愛光園	大庭5526-2	86-9090	86-9110
藤沢富士白苑	長後2722-1	45-3815	45-3852
かつらはら	葛原255-1	20-5175	20-5178
関野記念鶴生園	鶴沼石上2-5-3	55-2355	55-6755
カメラア藤沢SST	辻堂元町6-17-2	30-0890	30-0891
グランドヴィラ湘南台	菖蒲沢1221-1	48-6006	48-6005
結いの丘	遠藤869-4	52-7755	52-7677

▶ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する原則として藤沢市民(藤沢市の被保険者)のみが利用できます。

施設名	住所	電話	FAX
ラポール藤沢 サテライト城南	城南4-9-8	83-4165	97-3667
みどりの園 鶴沼	鶴沼桜が岡2-1-16	55-2666	28-3661

※詳細は介護保険課「施設ガイド」をご参照ください。

介護老人保健施設(要介護1以上の方)

問 介護保険課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-8276 FAX 50-8443

要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練、日常生活の世話をを行う施設です。利用できるのは、介護保険の要介護1以上の認定を受けた方です。入所の相談・申込みは、直接各施設へお願いします。

施設名	住所	電話	FAX
清流苑	高谷116-1	50-0550	50-7222
湘南わかば苑	石川591	89-0551	89-0501
ガーデニア・ごしょみ	瀬郷218	47-0580	47-0093
ケアパーク湘南台	円行991	43-0800	43-0842
ふれあいの桜	遠藤446-1	86-9311	88-8566
クローバーヴィラ	鶴沼神明3-1-1	55-3011	55-3012

※詳細は介護保険課「施設ガイド」をご参照ください。

介護医療院(要介護1以上の方)

問 介護保険課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-8276 FAX 50-8443

長期的な医療と介護が必要な高齢者を対象とし、日常的な医学管理や看取り、ターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能を備えた施設です。利用できるのは、介護保険の要介護1以上の認定を受けた方です。入院の相談・申込みは、直接病院へお願いします。

施設名	住所	電話	FAX
湘南長寿園病院	白旗1-11-1	82-7311	84-2235

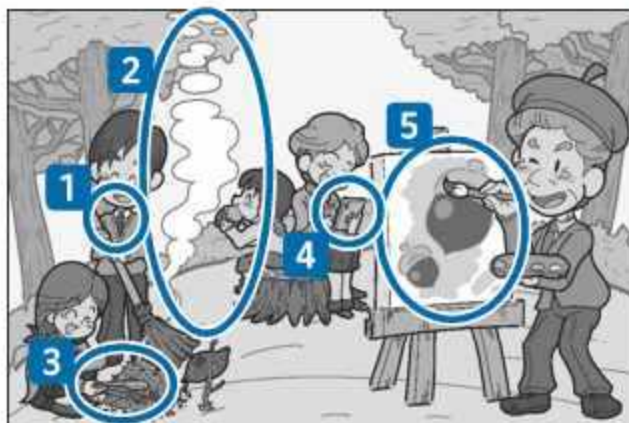
※詳細は介護保険課「施設ガイド」をご参照ください。

脳トレ

こたえ

間違い探しにチャレンジ～秋編～

- 1 マフラーが無くなっている
- 2 焚き火の煙の形が違っている
- 3 トングに変わっている
- 4 スマホに変わっている
- 5 絵が変わっている



交流・生きがい支援

交流・生きがい・敬老

地域の縁側

問 地域福祉推進課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3544 FAX 50-8415

住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の和を広げ、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所が「地域の縁側」です。

基本型

高齢者の方だけでなく、障がい児者、青少年、子ども等の誰もが気軽に立ち寄れる居場所です。気軽に相談ができ、支援が必要な場合には、適切な機関におつなぎいたします。

特定型

高齢者の方の居場所、子育てサロン、障がい者交流サロン等、特定の利用対象者の誰もが自由に集え、交流できる居場所です。

基幹型

高齢者の方の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいづくり、多世代交流等の促進を図ることを目的とした、誰もが気軽に立ち寄れる居場所です。

	名称	実施場所	電話
基本型	ひだまり片瀬	片瀬3-16-10 香川ビル1階	27-2711
基本型	コミュニティハウス片瀬山	片瀬山5-19-3	90-4236
基本型	鵜沼藤が谷みんなの縁側	鵜沼藤が谷2-11-32 鵜沼藤が谷市民の家	090-4071-8968
基本型	わらく	鵜沼神明3-3-17 宮之前公民館	
基本型	すこやか	辻堂元町4-15-3 辻堂市民の家	54-9528
基本型	明日香辻堂	辻堂元町3-10-6	34-8533
基幹型	きらり	渡内4-5-18 渡内クリニックビル1階	86-7531
基本型	村岡テラス	宮前380-1 村岡宮前ローカルサイト	52-6675
基幹型	ヨロシク♪まるだい	藤沢1049	28-4649
特定型	地域交流サロンふれあい	藤が岡2-3-5「藤-teria」内 2階藤が岡市民の家	090-2720-6104

〈広告〉

医療法人社団 達聡会
 **たんげ脳神経外科**
頭痛・めまい・もの忘れ
 診療科目：脳神経外科・脳神経内科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	●	●	/	●	●	◎
15:00~18:00	●	●	/	●	●	/

※初診受付は各診療終了の30分前まで
 ◎：第1、3、5土曜は9:00~13:00
 休診日：水曜、第2、4土曜、日曜、祝日
 藤沢市湘南台3-7-12 湘南台クリニックビル1F
☎0466-42-6801
 お電話・インターネットにてご予約下さい。



	名称	実施場所	電話
基本型	まめや	藤沢1011-18	22-6667
特定型	ご遺族サロン「わだち」	本町4-8 ふじなみ交流センター	080-9672-4016
特定型	草の根ふじさわ	本町4-8 ふじなみ交流センター	090-5411-1337
基本型	ゆくり庵	藤沢644	24-9880
基幹型	かるがも	城南4-9-8城東ビル ラポール城南1階	070-1432-0952
基本型	地域交流室「ばらそる」	羽鳥1-1-60 ライフ&シニアハウス湘南辻堂	35-0155
特定型	むすびて	《第3火曜日》 辻堂新町1-3-10辻堂新町町内会館 《第4火曜日》 羽鳥3-5-20羽鳥市民の家	90-3533
基本型	地域交流サロン「ゆい」	本藤沢3-19-5 石原谷市民の家	81-8047
基本型	えん	本藤沢6-5-18	86-7501
基本型	ほっとスペースすみれ	藤沢3800 松本店舗	52-5397
基本型	たきのさわパラダイス	遠藤701-10 滝の沢市民の家	87-1111
基本型	睦とものわひろば	遠藤928-13 睦会集会所	87-7448
基本型	こまよせランド	大庭5527-4 駒寄市民の家	87-1111
基本型	おふろの縁側 六会文庫	亀井野1-10-13 栄湯湘南館	81-2967
基本型	ちょこっと湘南台	湘南台1-6-10 パティオ湘南台101	45-1600
基本型	遠藤地域の縁側 もんのきの家	遠藤5895	87-3009
基幹型	yell(エール)	高倉650-30	47-6671
基本型	長後あかり	高倉650-56 コーポカネウン1階	45-3024
基本型	おしゃべり処「大福」	下土棚238-2	44-3509
基本型	かわうそ	瀬郷1002 湘南希望の郷 地域交流ホーム かわうそ1Fホール	48-4586
基本型	ごしょみ元気	用田569	48-0896
基本型	パナカフェ	石川1-6-10 パナソニックエイジフリーショップ 湘南藤沢	32-7174
基本型	サロンしげた	湘南台6-55-6 四ツ辻団地コミュニティハウス	090-2636-0994

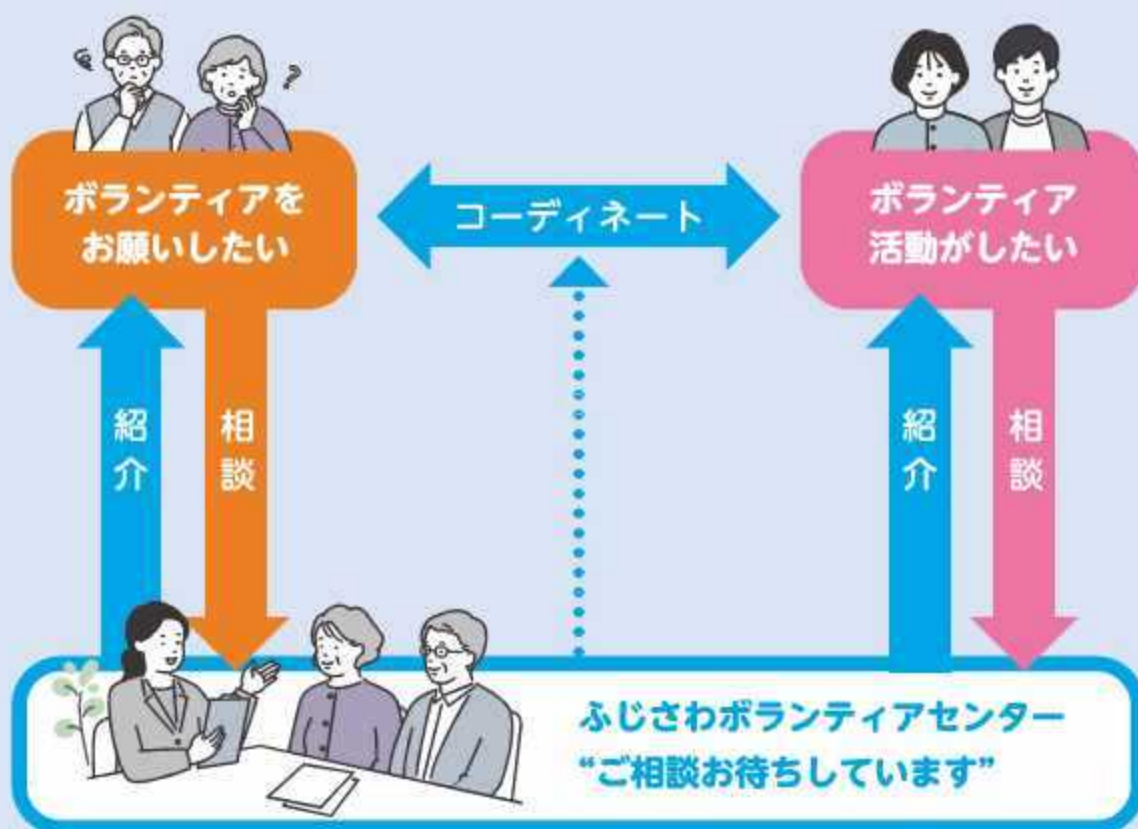
ふじさわボランティアセンター

問 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会ふじさわボランティアセンター
[市役所分庁舎2階] TEL 26-9863 FAX 50-3671

ボランティア活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介等を行っています。

また、市民がボランティア活動をするきっかけづくりとして、各種講座や福祉教育、講演会等の開催を行っています。

- ボランティアについての相談
- ボランティア養成講座等の各種講座
- 福祉教育の推進(福祉体験教室)
- 各種ボランティア保険の加入
- ボランティアグループ等のネットワークづくり



地区ボランティアセンター

問 地域福祉推進課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3544 FAX 50-8415

12地区に地区ボランティアセンターがあります。活動の内容は、主に日常生活のちょっとしたお手伝い(生活支援)や、地域住民のつどいの場となるサロン活動(居場所づくり)等を行っています。互いに支え合い、助け合い、地域の絆を大切にして、生活を豊かなものにすることが目的です。※各地区ボランティアセンターごとに活動内容や受付の時間、可能な支援が異なります。詳細については、各地区ボランティアセンターにお問い合わせください。(内容により、利用料金が発生する場合があります)
※地区ボランティアセンターでは、活動のお手伝いをしていただける方も募集しています。

	名称	受付・活動日*	■主な生活支援 ●サロン事業内容	電話
1	パートナーシップ善行	(受付・活動)月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分	■家事手伝い・通院補助・軽作業・傾聴・草むしり ●子育て支援(「ふれあい子育てひろば」手伝い)	80-6081
2	藤沢西部地区 福祉ネットワーク「きずな」	(受付)月・水・金曜日 午前10時～午後3時 (活動)応相談	■草むしり・通院補助・庭清掃・軽作業・外出付き添い・ゴミ出し ●ふれあいサロン(年3回)	24-8480
3	鶴沼地区ボランティアセンター「ささえ」	(受付)月・水・金曜日 午前9時～正午 (活動)月～金曜日 午前9時～午後5時	■家事支援・外出付き添い・庭仕事・話し相手・大工仕事 ●ふれあいタイム・雀のお宿	36-6545
4	湘南大庭地区 福祉ボランティア活動センター 「ライフタウン・ジョワ」	(受付)月・水・金曜日 午前10時～12時30分 (活動)月～金曜日 午前9時～午後5時 【原則として】	■家事支援・生きがい支援 ●ふれあいサロン ●高齢者ふくし相談室	090-1830-1084
5	片瀬地区 ボランティアセンター 「ひだまり片瀬」	(受付・活動)月・水・金曜日 午前10時～午後3時	■日常的な家事支援・話し相手 ●居場所ひだまり	28-3774
		(受付・活動)毎週水曜日 午前10時～午後3時	●まちかど相談(高齢者・障がい者相談)	
		(受付・活動)第1を除く毎週木曜日 午前10時～正午	●かたせにこにこ広場(乳幼児0～3歳と保護者のフリースペース)	
6	村岡地区 福祉ボランティアセンター 「ぬくもり」	(受付)月・水・金曜日 午前9時～正午 (活動)月～金曜日 午前9時～午後5時(第3月曜日休)	■家事支援、外出同行・買い物・薬取り等代行・草取り・水やり・趣味の相手・話し相手 ●ぬくもりサロン(年3回)	23-2121
7	遠藤地区 ボランティアセンター 「シェークハンズ遠藤」	(受付)火・金曜日 午前10時～正午 (活動)月～土曜日 午前9時～午後5時	■傾聴・ゴミだし・趣味支援・買い物代行・草むしり・電球交換 ●お楽しみサロン・すくすく広場・ふれあいデー	88-9800

	名称	受付・活動日*	■主な生活支援 ●サロン事業内容	電話
8	辻堂地区 ボランティアセンター 「すこやか」	(受付)月・水・金曜日 午前9時30分～正午 (活動)月～日曜日 時間応相談	■草むしり、枝刈り込み・軽微な修理、ゴミ出し・掃除・電球等交換・外出付き添い・家具移動・買い物・傾聴・裁縫 ●ふれあいルーム	54-9528
9	明治地区 ボランティアセンター 「むすびて」	(受付)月・水・金曜日 午前9時～正午 (活動)月～金曜日 午前9時～午後5時	■草むしり、枝切り・電球等の取り替え・傾聴・清掃・軽微な修理 ●サロン(不定期年8回)	90-3533
10	ボランティアセンター むつあい	(受付)月・水・金曜日 午前9時～正午 (活動)月～金曜日 午前9時～午後4時	■日常的な家事支援(掃除、料理等)・庭仕事(草取り、枝切り等)・生活支援(雨戸開閉、外出時の付き添い、子どもの一時預かり等)・話し相手等	61-6211
11	湘南台地区 ボランティアセンター 「ちょこっと湘南台」	(受付)月～金曜日 午前10時～午後3時 (活動)月～金曜日 時間応相談	■掃除、ゴミ出し、庭仕事(草取り、枝切り等)その他家事支援 ●湘南台コミュニティー ルーム	54-7140
12	長後地区 ボランティアセンター 「なごみ」	(受付)月・水・金曜日 午前9時～正午 (活動)月～金曜日 時間応相談	■くらしのサポート(掃除、窓ふき、洗濯、ゴミ出し、葉取り、書類書き等)、草取り、買い物	60-7530

※活動日については、別途年末年始等のお休みがあります。

地域ささえあいセンター

問 地域福祉推進課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3544 FAX 50-8415

高齢者の生きがいづくりや多世代交流を図る施設として、各種講座の開催を行うとともに、生活支援コーディネーター等による相談支援を行います。

地域ささえあいセンターは、「地域の縁側」の「基幹型」として位置づけられています。

名称	実施場所	開館時間	定休日	電話
ヨロシク まるだい	藤沢1049	月～金曜日 午前10時～午後4時 土曜日 正午～午後4時	日曜日、祝日、 年末年始	28-4649
yell(エール)	高倉650-30	月～金曜日 午前10時～午後5時	土・日曜日、祝日、 年末年始	47-6671
きらり	渡内4-5-18 渡内クリニックビル1階	月～金曜日 午前9時～午後5時	土・日曜日、祝日、 年末年始	86-7531
かるがも	城南4-9-8 城東ビル ラポール城南1階	月～金曜日 午前9時30分～午後5時30分	土・日曜日、祝日、 年末年始	070-1432-0952

いきいきシニアセンター(老人福祉センター)

- 問** 施設の利用方法や、実施講座、サークル活動等について
やすらぎ荘 [稲荷586] TEL 81-6068 FAX 83-4624
湘南なぎさ荘 [鵠沼海岸6-17-7] TEL 36-2315 FAX 36-1171
こぶし荘 [下土棚800-1] TEL 45-3121 FAX 45-3126

高齢者が交流し、生きがいや健康づくりを図る施設として、趣味・教養を深める講座や介護予防事業、レクリエーション、各種相談等を実施するとともに、サークル活動の場を提供しています。また、全館に浴室を設置するとともに、湘南なぎさ荘とこぶし荘には水中運動ができるプールを設置しています。

- 対象者** 市内在住の60歳以上の方と付添いの方
費用 無料(浴室の利用は1回100円。講座により材料費等の実費負担あり)
開館時間 午前9時～午後4時
休館日 月曜日(敬老の日を除く)、敬老の日の翌日、年末年始(12/27～1/5)
※浴室は休館日のほか、次の曜日も休業となります。
やすらぎ荘:水曜日・湘南なぎさ荘:木曜日・こぶし荘:金曜日

湘南すまいるバスの運行

- 問** 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3571 FAX 50-8412

交通不便地域の高齢者が、いきいきシニアセンター(老人福祉センター)を利用できるよう、巡回バスを運行しています。

運行ルート・時刻表は、各いきいきシニアセンター、各市民センター、高齢者支援課にあります。市ホームページでもご覧いただけます。



市ホームページ



- 対象者** いきいきシニアセンターを利用する市内在住の60歳以上の方及び付添いの方
費用 無料
運行日 いきいきシニアセンターの開館日
申込み 申込みは不要です。乗車の際はいきいきシニアセンターの利用カードを運転士に見せてください。



ゆめクラブ藤沢(老人クラブ)

問 ゆめクラブ藤沢(藤沢市老人クラブ連合会)事務局 **TEL** 50-3455 **FAX** 26-6978

高齢者がお互いに協力し、親睦を深め、健康の増進、レクリエーション活動を行うほか、福祉活動やその他の地域社会活動を積極的に展開しています。



ゆめクラブ藤沢
ホームページ

対象者 おおむね60歳以上の市内在住の方

申込み 入会希望者は、お住まいの地区の老人クラブ会長へ連絡してください。会長がわからない場合は、ゆめクラブ藤沢(藤沢市老人クラブ連合会)事務局へお問合せください。

友愛チーム

問 ゆめクラブ藤沢(藤沢市老人クラブ連合会)事務局 **TEL** 50-3455 **FAX** 26-6978

友愛チームは、ゆめクラブ藤沢(老人クラブ)が中心となって編成されているグループで、地域で高齢者が孤立しないよう、在宅ねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者の家庭、高齢者福祉施設等を訪問し、話し相手になるなどの活動を行っています。

いきいきシニアライフ応援事業

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] **TEL** 50-3571 **FAX** 50-8412

高齢者の皆様に地域活動等の情報を提供し、気軽に参加できるようなきっかけづくりを行っています。

●いきいきシニア応援フェア

●地域活動見本市

地域で活躍する地域団体等が活動内容の展示や説明を行い、地域活動等に関する情報を収集する機会を提供しています。

●いきいきシニアライフサイト (<https://ikiikifujisawa.jp/>)

地域活動等に気軽に参加できるようなきっかけづくりとなるように、地域で行われているイベント等の様々な情報を提供していますので、ぜひご覧ください。

●いきいきシニア通信

インターネットを利用しない方のために、いきいきシニアライフサイトの内容を抜粋して、紙媒体で配布しています。

各市民センター、各図書館、いきいきシニアセンター等で配布しています。



いきいきシニアライフサイト
ホームページ

生きがい福祉センター(シルバー人材センター)

問 (会員登録や仕事の依頼等について)

藤沢市生きがい福祉センター [鵜沼神明1-3-18] **TEL 27-1100** **FAX 27-1102**

藤沢市生きがい福祉センター(こぶし荘分室) [下土棚800-1(こぶし荘内)] **TEL 45-3155**

高齢者や障がい者等に働く機会を提供することにより、生きがいづくりと社会参加を促進するとともに、福祉の向上を図る施設です。

働きたい方 生きがい福祉センターに依頼のあった仕事を、登録会員に紹介・マッチングします。

会員になれる方 60歳以上の方、障がい者(15歳以上で自力で就業できる方)等

仕事を依頼したい方 障子・ふすまの張替え、草刈り、植木の剪定等、軽易な作業について、依頼に応じて生きがい福祉センターで受託又は登録会員とのマッチングをします。作業内容、費用等については、生きがい福祉センターにお問合せください。

老人憩の家

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] **TEL 50-3571** **FAX 50-8412**

地域におけるふれあいの場として、また、教養の向上やレクリエーションの場として高齢者の心身の健康増進を図ることを目的とした施設です。

名称	住所	電話
長後老人憩の家	長後1489	なし
善行老人憩の家	善行団地3-18	なし

対象者 市内の団体(長後老人憩の家のみ事前に団体登録が必要です)

費用 無料

利用方法 老人憩の家の管理者に申込みをします。

老人ふれあいの家

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] **TEL 50-3571** **FAX 50-8412**

高齢者が持つ豊富な知識・経験・技術等を発揮するとともに、地域に古くから伝わる文化・芸能を次世代へ伝承するために、高齢者と次世代が交流を図る施設です。

施設名	住所	電話
御所見老人ふれあいの家	打戻1721(中里子どもの家に併設)	なし

対象者 市内の団体(利用には事前に団体登録が必要です)

費用 無料

利用方法 施設にある利用表にて申込みをします。

敬老事業

問 各市民センター [P.11をご覧ください]

各地区社会福祉協議会が、高齢者の長寿をお祝いする敬老事業を実施しています。

対象者 9月15日において83歳以上の方等(地区により異なります。)
※実施内容の詳細は、各市民センターの事務局へお問い合わせください。

敬老祝金の贈呈

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] **TEL 50-3571 FAX 50-8412**

90歳の節目の歳を迎えられた方のお祝いに、敬老月間である9月にあわせて、民生委員がご自宅を訪問し、敬老祝金を贈呈します。

対象者 当該年度の9月15日時点で90歳の市内在住の方(住民登録をしている方)

100歳訪問

問 各市民センター [P.11をご覧ください]

高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] **TEL 50-3571 FAX 50-8412**

当該年度に100歳になられた方のお祝いに市長が訪問し、敬老祝金品を贈呈します。

対象者 当該年度に100歳になられた市内在住の方(住民登録をしている方)

申込み 各市民センター又は民生委員から事前に対象者の方へご連絡します。

脳トレ

二字熟語
穴埋め
にチャレンジ

□に漢字を1文字入れて
4つの熟語を作ろう

確 → → 護
担 ↓
証 ↓

繼 → → 柄
相 ↓
編 ↓

「護」の「衤」を「衤」に交換

医療給付

国民健康保険

問 保険年金課(国保調査担当) [市役所本庁舎1階] **TEL 50-3574** **FAX 50-8413**

対象者 75歳未満の他の健康保険(健康保険組合や共済組合等)に加入していない方、生活保護を受けていない方等が加入します。

申請方法 国民健康保険の加入者(被保険者)になったり、やめたりするときは14日以内に届出が必要です。届出に必要な書類等につきましてはお問合せください。

後期高齢者医療制度

問 保険年金課(後期高齢者医療担当) [市役所本庁舎1階] **TEL 50-3575** **FAX 50-8413**

対象者 (1)75歳以上の方
(2)65歳から74歳で、一定の障がいの状態にあることにより神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

※生活保護を受けている方等は、被保険者とはなりません。

申請方法 上記(1)の方は75歳の誕生日前に資格確認書等(※)が交付され、(2)の方は65歳に到達した場合は市から通知が郵送されます。新たに対象者となる障がい者手帳の交付を受けた場合は、手帳交付の時にお知らせします。

※「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を交付します。



高額療養費の支給

▶ 国民健康保険に加入している70歳未満の方

問 〈国民健康保険加入の方〉

保険年金課(国保給付担当) [市役所本庁舎1階] TEL 50-3520 FAX 50-8413

〈後期高齢者医療制度加入の方〉

保険年金課(後期高齢者医療担当) [市役所本庁舎1階]

TEL 50-3575 FAX 50-8413

内容

1か月(同じ月内)のうち同一の医療機関に支払う医療費(保険給付の対象のものに限る)の自己負担が21,000円以上、かつ、その合計が自己負担限度額を超えた場合、その超える額が保険者から支給されます。初回該当時に申請書が発送され、一度申請していただくと、次回からは自動的に指定の口座に振り込まれます。

事前申請

- オンライン資格確認を利用できる医療機関等を受診する場合
医療機関等の窓口で本人同意をすると、支払いを限度額までとすることができます。
- オンライン資格確認を利用できない医療機関等を受診する場合
高額療養費に該当する場合、事前に申請すると自己負担限度額までの負担で済む「限度額適用認定証」、市民税非課税世帯の方には食事代も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。ただし、保険料に未納のない方に限ります。

※オンライン資格確認ができる医療機関等か否かは、受診される医療機関等にご確認ください。

● 自己負担限度額(月額)

所得区分		基準所得額 ^{*1}	3回目まで	4回目以降 ^{*2}	適用区分
市民税課税世帯	上位所得者	901万円超	252,600円+ (医療費 ^{*3} -842,000円)×1%	140,100円	ア ^{*4}
		600万円超 901万円以下	167,400円+ (医療費 ^{*3} -558,000円)×1%	93,000円	イ
	一般	210万円超 600万円以下	80,100円+ (医療費 ^{*3} -267,000円)×1%	44,400円	ウ
		210万円以下	57,600円		エ
市民税非課税世帯			35,400円	24,600円	オ

※1 基準所得額=総所得金額等(収入総額-必要経費-給与所得控除-公的年金等控除等)-基礎控除額

※2 4回目以降とは、過去12か月以内に高額療養費の対象となった月が4回以上の場合の金額です。

※3 医療費とは、医療機関の窓口において負担した額(一部負担金)と国保が負担する額の合計(10割の額)です。

※4 所得の申告がない世帯の方も含まれます。

高額療養費は制度改正が検討されており、今後内容が変更する可能性があります。

高額療養費制度の最新の内容は、藤沢市ホームページをご確認ください。

藤沢市ホームページ



▶ 国民健康保険に加入している70歳以上の方、後期高齢者医療制度に加入している方

内容

1か月(同じ月内)の医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた額が保険者から支給されます。初回該当時に申請書が発送され、一度申請していただくと、次回からは自動的に指定の口座に振り込まれます。

事前申請

- オンライン資格確認を利用できる医療機関等を受診する場合
医療機関等の窓口で、本人同意をすると、支払いを限度額までとすることができます。
- オンライン資格確認を利用できない医療機関等を受診する場合
(国民健康保険に加入している70歳以上の方)
高額療養費に該当する場合、事前に申請すると自己負担限度額までの負担で済むように現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ区分の方は「限度額適用認定証」、低所得者Ⅱ・Ⅰ区分の方は食事代も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。
提示しない場合は、現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ区分の方は現役並み所得者Ⅲまでを支払い、低所得者Ⅱ・Ⅰ区分の方は一般の区分までを支払い、後で払い戻しとなります。
(後期高齢者医療制度に加入している方)
医療機関等から所得区分の提示を求められた場合は、所得区分が記載された資格確認書を申請により交付します。

※オンライン資格確認ができる医療機関等か否かは、受診される医療機関等にご確認ください。

● 自己負担限度額(月額) 〈国民健康保険(70歳以上75歳未満)〉

所得区分		自己負担割合	自己負担限度額	
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み 所得者	Ⅲ ^{※1}	3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [140,100円] ^{※6}	
	Ⅱ ^{※2}		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [93,000円] ^{※6}	
	Ⅰ ^{※3}		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [44,400円] ^{※6}	
一般		2割	18,000円(年間144,000円) ^{※7}	57,600円[44,400円] ^{※6}
低所得者 (市民税非課税)	Ⅱ ^{※4}		8,000円	24,600円
	Ⅰ ^{※5}			15,000円

医療
給付



●自己負担限度額(月額) 〈後期高齢者医療制度〉

所得区分		自己負担割合	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み 所得者	Ⅲ ^{※1}	3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [140,100円] ^{※6}	
	Ⅱ ^{※2}		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [93,000円] ^{※6}	
	Ⅰ ^{※3}		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [44,400円] ^{※6}	
一般	Ⅱ ^{※8}	2割	18,000円 (年間144,000円) ^{※7}	57,600円 [44,400円] ^{※6}
	Ⅰ ^{※9}		18,000円 (年間144,000円) ^{※7}	
区分 (低所得者)	Ⅱ ^{※4}	1割	8,000円	24,600円
	Ⅰ ^{※5}		(年間144,000円) ^{※7}	15,000円

- ※1 現役並み所得者Ⅲとは、住民税の課税所得(課税標準)が690万円以上の方、及びその方と同じ世帯の方。
 ※2 現役並み所得者Ⅱとは、住民税の課税所得(課税標準)が380万円以上690万円未満の方、及びその方と同じ世帯の方。
 ※3 現役並み所得者Ⅰとは、住民税の課税所得(課税標準)が145万円以上の方、及びその方と同じ世帯の方等。
 ※4 区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)とは、世帯の全員が市民税非課税で、区分Ⅰ以外の方。
 ※5 区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)とは、世帯の全員が市民税非課税で、その世帯の各所得(年金の所得は控除額を80.67万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除)が0円となる方。
 世帯の全員が市民税非課税であり、かつ、本人が老齢福祉年金を受給している被保険者(区分Ⅰ老齢福祉年金受給者)。
 ※6 過去12か月に外来と入院を合わせたもの(世帯単位)の自己負担限度額を超えた給付を3回以上受けた場合、その月が4回目以降の給付のときに適用される限度額。
 ※7 毎年7月31日時点で所得区分が「一般」又は「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の被保険者を対象に、計算期間(前年8月1日から当年7月31日までの間の1年間)のうち「一般」「低所得者Ⅰ・Ⅱ」であった月の外来での自己負担額の合計が144,000円を超えた場合は、その分を申請により支給します。
 ※8 一般Ⅱとは、自己負担割合が2割の方。
 ※9 一般Ⅰとは、現役並み所得者、一般Ⅱ、区分(低所得者)Ⅰ・Ⅱ以外の方。

神奈川県広域連合
ホームページ

高額療養費制度は、制度改正が検討されており、今後内容が変更する可能性があります。

高額療養費制度の改正内容は、神奈川県広域連合のホームページでお知らせします。



●75歳到達月の自己負担限度額の特例

月の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者となる場合、特例として、75歳年齢到達月の自己負担限度額が、本来の額の2分の1ずつとなります。

また、被用者保険(社会保険)の被保険者が75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、その方の被扶養者だった方の国保加入月の自己負担限度額についても、本来の額の2分の1ずつとなります。(1日生まれの方を除く)

●特定疾病(高額長期疾病)に係る高額療養費の支給の特例

高額な治療を長期間継続して行う必要がある疾病(厚生労働大臣指定)で人工透析が必要な慢性腎不全や血友病の方は、「特定疾病療養受療証」(申請により交付)を医療機関の窓口提示すれば、毎月の自己負担限度額は10,000円(70歳未満で人工透析が必要な慢性腎不全の方のうち、適用区分「ア」「イ」に該当される方は、20,000円)となります。

入院時食事療養費・生活療養費

●国民健康保険に加入している70歳未満の方

所得区分		一般病床	療養病床	
		食費(1食あたり)	食費(1食あたり)	居住費(1日あたり)
市民税課税世帯		510円 ^{*1}	510円 ^{*1*3}	370円 (指定難病患者は負担なし)
市民税 非課税 世帯	過去12か月の入院日数 90日 ^{*2} まで	240円	240円	
	過去12か月の入院日数 91日 ^{*2} 以上(長期)	190円	190円	

●国民健康保険に加入している70歳以上の方、後期高齢者医療制度に加入している方

所得区分			一般病床	療養病床	
			食費(1食あたり)	食費(1食あたり)	居住費(1日あたり)
市民税課税世帯			510円 ^{*1}	510円 ^{*1*3}	370円 (指定難病患者は負担なし)
市民税 非課税 世帯	低所得Ⅱ	過去12か月の入院日数 90日 ^{*2} まで	240円	240円	
		過去12か月の入院日数 91日 ^{*2} 以上(長期)	190円	190円	
低所得Ⅰ			110円	140円 ^{*4}	

市民税非課税世帯に該当する方で、オンライン資格確認が導入されていない医療機関等を受診する場合は、所得区分の記載された資格確認書の提示が必要です。

※1 市民税非課税世帯に該当しない指定難病、小児慢性特定疾病の方は、1食300円です。(平成28年4月1日時点ですでに1年を超えて精神病床に入院している方は、1食260円です。)

※2 年齢到達や転入等により新たに被保険者になった方は、前の医療保険加入期間も対象となります。長期該当の場合には、必ず申請が必要です。

※3 保険医療機関の施設基準等により470円の場合もあります。

※4 低所得Ⅰに該当し、老齢福祉年金を受給している方が療養病床に入院する場合、食費は110円となり、居住費は支払いの必要がありません。

※療養病床であっても、入院医療の必要性の高い状態が続く方や回復期リハビリテーション病棟に入院している方の食費については、一般病床と同じ額です。

入院時食事療養費等は制度改正が検討されており、今後内容が変更する可能性があります。

入院時食事療養費等の最新の内容は、藤沢市ホームページをご確認ください。



葬祭費

問 保険年金課(国保給付担当) [市役所本庁舎1階] TEL 50-3520 FAX 50-8413
保険年金課(後期高齢者医療担当) [市役所本庁舎1階] TEL 50-3575 FAX 50-8413

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った方(喪主)又は、埋葬若しくは火葬を行った方に、申請により葬祭費として5万円が支給されます。

※葬祭等を行った日から2年を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。

※国民健康保険にご加入の方で死亡前3か月以内に被保険者本人として社会保険に加入していた場合は、国民健康保険から葬祭費は支給されません。加入していた社会保険にお問い合わせください。

ねたきり高齢者の医療費助成制度

問 障がい者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3518 FAX 25-7822

3か月以上ねたきりの高齢者に、保険診療の自己負担分を助成しています。

対象者

藤沢市に住民登録等があり、医療保険に加入している65歳以上のねたきりの方で、3か月以上食事、用便、寝起き等日常生活の大半を他の人の介護によらなければならない状態にあり、今後もその状態が継続すると認められる方。

※他市の国民健康保険又は他県の後期高齢者医療制度の被保険者は対象となりません。

※生活保護利用者は除きます。

※身体障がい者手帳1～3級と4級の一部、療育手帳A1～B1(又は知能指数50以下)、精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方で、すでに医療費の助成を受けている方は申請の必要はありません。

※差額ベッド代等の医療保険の対象外のものや、入院時食事代等の標準負担額は助成できません。

※介護保険の利用者負担額は助成できません。

※ねたきりで医療証を交付された方で、状態が回復した場合は、医療証を返還していただく必要がございますので、障がい者支援課までお問合せください。



税金・年金

障がい者控除対象者認定

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] **TEL 50-3571 FAX 50-8412**

年末調整や確定申告等で、所得申告を行う本人又は扶養親族が税法上の障がい者に該当する場合、一定の所得控除を受けることができます。

対象者 65歳以上で次のいずれかにあてはまる方

①介護保険の要介護1から5までの認定を受けている方で、身体の状態や認知症の度合いが身体障がい者手帳や療育手帳等を交付される方と同程度と判断される場合

②在宅ねたきり高齢者台帳登録者(在宅において6か月以上ねたきり状態の方)

※身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方は、手帳が税控除のための証明となりますので、この認定書の交付を受ける必要はありません。

申込み 高齢者支援課又は、地区福祉窓口(P.11)で申請してください。郵送による申請も可能です。

※認定書のお渡しは、郵送となります。(発行まで2週間から1か月程度お時間をいただく場合がございます。介護保険の認定状況によっては、認定書発行までに通常よりも日数を要する場合があります。確定申告等の提出期限を考慮してお早めに申請してください。)

社会保険料控除

問 国民健康保険料については 保険年金課(保険料徴収担当)

TEL 50-3517 FAX 50-8413

後期高齢者医療保険料については 保険年金課(後期高齢者医療担当)

TEL 50-3575 FAX 50-8413

介護保険料については 介護保険課(資格・保険料担当)

TEL 50-8276 FAX 50-8443

藤沢税務署 [朝日町1-11] **TEL 22-2141**

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、所得税の確定申告や市県民税の申告の際に社会保険料控除の対象となります。

ただし、特別徴収(年金天引き)された保険料については、その年金を受け取る方ご本人が申告する場合に限り、社会保険料控除の対象となりますのでご注意ください。

〈広告〉

「相続の不安を安心に」をモットーに。

■ 税務相談

■ 月次処理

■ 決算業務処理、決算対策

■ 会計記帳代行

本多純二税理士事務所



代表税理士 本多純二

☎0466-44-3773 お気軽にご相談ください。

藤沢市湘南台4-7-2 オーシャンタワー504(湘南台駅西口から徒歩5分)



確定申告医療費控除

問 藤沢税務署 [朝日町1-11] TEL 22-2141
介護保険課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-8276 FAX 50-8443

本人又は本人と生計を一にする配偶者、その他の親族の医療費を支払った場合(原則として年間10万円以上)、医療費控除(最高200万円)の対象となります。

①介護保険サービス利用料の医療費控除

介護保険施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院等)や医療系の居宅サービス(訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション・短期入所療養介護等)を利用した際の自己負担額は、医療費控除の対象となります(特別養護老人ホームは自己負担額の2分の1)。詳細は税務署にお問合せください。

②おむつに係る費用

傷病によりおおむね6か月以上寝たきりの方のおむつ代は、医療費控除の対象となる場合があります。確定申告では、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要となります。なお、要介護認定を受けている方は、「おむつ使用証明書」に代わる「主治医意見書内容確認書」を発行できる場合がありますので、介護保険課へお問合せください。

外国籍市民等福祉給付金

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3571 FAX 50-8412

在日外国籍等の高齢者で、国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない方に、福祉給付金を支給します。

対象者 大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人等で、国民年金を受けるために必要な要件を満たしていない等の理由で、公的年金を受けていない方

支給額 月額20,000円(9月、3月に口座振込)

申込み 福祉給付金支給申請書に必要書類を添えて高齢者支援課へ提出してください。



老齢基礎年金

問 保険年金課(国民年金担当) [市役所本庁舎1階] TEL 50-3521 FAX 50-8413
藤沢年金事務所 [藤沢1018] TEL 50-1151

老齢基礎年金は、国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間及び合算対象期間を含む)が10年以上ある方が、原則として65歳になったときに請求すると翌月分から受けられる年金です。

受給資格期間

次の(1)～(7)までを合計して、原則10年以上になることが必要です。

- (1) 国民年金保険料を納めた期間
- (2) 国民年金保険料の免除が承認された期間(一部免除の場合は、承認区分に応じた保険料を納めた期間)
- (3) 納付猶予や学生納付特例が承認された期間
- (4) 産前産後免除の該当期間
- (5) 昭和36年4月以降の厚生年金の被保険者期間又は共済組合の組合員期間
- (6) 第3号被保険者であった期間
- (7) 合算対象期間(例:20歳以上60歳未満の間に国民年金に任意加入しなかった期間等)

※支給開始月は60歳から75歳の間で選択できます。年金額は早く受給する(繰上げ受給)と減額され、遅らせて受給する(繰下げ受給)と増額されます。



権利擁護

～地域で守ろう高齢者の権利～

「高齢者の一人ひとりが、住み慣れた地域で、尊厳を持って暮らす」そんな当たり前の権利を侵害してしまう“高齢者虐待”が、大きな問題になっています。誰もが高齢者を支え、また、自らも高齢者として支えられる可能性があるなか、住みやすい地域社会を築き、生涯をおだやかに暮らしていくためには、地域に住む皆さんが、高齢者の権利擁護について考え、ともに生きる地域社会の実現を目指していくことが大切です。

高齢者虐待とは？

高齢者(65歳以上の人)に対して、暴力や暴言をはじめ、権利を無視し、尊厳を冒す行為を行うことを言います。

高齢者虐待は、“虐待の防止”と“保護”及び高齢者を支える養護者の支援を目的として定められた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」により、禁止されています。

高齢者虐待とは、どのようなこと？

「高齢者虐待」は
大きく5つに
区分されています



① 心理的虐待

高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせ等によって苦痛を与えるような行為

具体的には

- ▶ 排泄等の失敗に対して高齢者に恥をかかせる
- ▶ 子ども扱いをする、怒鳴る、侮辱する、悪口を言う 等

② 身体的虐待

暴力行為等で、身体に傷やアザ、痛みを与える行為、外部と接触させないようにする行為

具体的には

- ▶ 叩く、つねる、殴る、蹴る、火傷を負わせる
- ▶ ベッドにしぼる、意図的に薬を過剰に与える、家屋や部屋に閉じ込める 等

③ ネグレクト

介護や生活の世話をやっている家族が、介護と世話を放棄するような行為

具体的には

- ▶ 髪が伸び放題、皮膚が汚れて不潔な状態
- ▶ 空腹や脱水、栄養失調の状態
- ▶ 劣悪な環境の中に放置し生活させる 等

④ 性的虐待

本人との合意もなく性的な行為を行ったり、強要するような行為

具体的には

- ▶ 懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ▶ キス、性器への接触、性行為の強要 等

⑤ 経済的虐待

財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為

具体的には

- ▶ 必要な金銭を渡さない、使わせない
- ▶ 本人の不動産、年金、預貯金等を本人の意思・利益に反して使用する 等

高齢者が「ひどい仕打ち」と思うことを、あなたはしていませんか？

高齢者虐待の特徴のひとつに“虐待をしている人に自覚がない”ことがあります。次の項目は、高齢者との対応で気を付ける必要がある例です。チェックが付いた方は、今後の介護で利用できるサービスや制度について、高齢者支援課やいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）に相談してみてください。

思い当たることはありませんか？

- 幼稚な言葉づかいで話したり、ののしったり、小ばかにすることがある。
- 言うことを聞かないので、無視することがある。
- 話が通じないので、うそをついたり、ごまかすことがある。
- 介護が大変なので、放ったままにしている。
- 良いことと悪いことをわかってもらうため、叩くなど“しつけ”をしている。
- 認知症により行方不明にならないよう、部屋に鍵をかけて閉じ込めている。
- 認知症の高齢者がいるのは体裁が悪いので、人に会わせないようにしている。
- 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- 生活困窮などを理由に、必要でも通院させていない。
- 生活困窮などを理由に、必要な介護サービスを受けさせていない。
- 人前でおむつを替えたり、下半身を裸にしたまま放っている。

虐待問題の難しいところは、養護者（介護者）が介護により心身共に疲労し、追いつめられていることが少なくないことです。虐待をしていることに気づいても、さまざまな理由が原因で、自分では歯止めがきかなくなっていることもあります。

高齢者の虐待を防ぐためには、介護の負担を軽減する策をとること、また、既に問題が生じているときは、第三者が介入する等により、虐待の悪循環を止めることが大切です。



虐待に気づいたら…

虐待に気づいたら、速やかに「高齢者支援課・いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）」へ相談・通報してください。とくに、生命や身体に重大な危険がある場合、通報は“義務”とされています。また、“自身が虐待を受けている”と感じている方も、一人で悩まず、窓口にご相談ください。早めの情報提供により、問題の解決に取り組むことが重要です。

※ 相談・通報の秘密は守られます。



高齢者虐待相談

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] **TEL** 代表25-1111 **内線**3285 **FAX** 50-8412

高齢者虐待とは、高齢者に対する暴行や暴言、また介護や世話の放棄放任等、高齢者の人権を侵害し、心身に深い傷を負わせることをいいます。

高齢者虐待防止法では、虐待により生命、身体に重大な危険が生じている高齢者を発見した場合には速やかに市に通報するものとし、また虐待が疑われる場合にも通報に努めることとされ、地域住民や介護従事者の通報義務が定められています。高齢者虐待でお困りの方やお気づきになった方は、専門の相談員がご相談をお受けいたしますので、早めにご相談ください。



成年後見専門相談

問 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会ふじさわあんしんセンター [市役所分庁舎1階]
TEL 55-3055 FAX 55-3066

障がいや認知症等でひとりでは契約や金銭管理等が困難な方の権利を守り、法律的に支援する成年後見制度についての相談窓口です。高齢者・障がい者やその家族等からの個別相談に専門相談員(弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士・税理士)がお答えします。

相談日 第1週～第4週の水曜日 ※ただし、祝日に当たる場合は休みとなります。

時間 午後1時30分～午後4時30分(1回45分以内) ※予約制

費用 無料

成年後見申立て

問 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会ふじさわあんしんセンター [市役所分庁舎1階]
TEL 55-3055 FAX 55-3066
地域福祉推進課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3533 FAX 50-8415

成年後見制度は判断能力が十分でない方を法律的に保護する仕組みです。成年後見人等がご本人に代わって財産管理や、契約を行ったり、一緒に考えたりしながら、生活を支援します。制度の利用には本人や親族が家庭裁判所に申立てを行います。なんらかの事情で申立てをすることができない場合は、藤沢市が代わって申立てを行うことができます。

申立て先

(法定後見)横浜家庭裁判所	横浜市中区寿町1-2	電話 045-345-8001
(任意後見)藤沢公証役場	鶴沼石上2-11-2 湘南Kビル1F	電話 22-5910 FAX 22-5958

日常生活自立支援事業

問 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会ふじさわあんしんセンター [市役所分庁舎1階]
TEL 55-3055 FAX 55-3066

本人と社会福祉協議会との契約により、支援を通して安心して生活が送れるように権利擁護を図るための事業です。

対象者 市内在住、市内の施設等に入所中の高齢者・知的障がい者・精神障がい者等で、自分ひとりで契約等の判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方

内容 ①福祉サービスの利用援助
②日常的な金銭管理サービス
③書類等預かりサービス

費用 ●福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理 《月額:無料～10,000円》
●書類等預かりサービスは定額です 《月額:一律500円》

もの忘れ・認知機能の相談

もの忘れ相談

問 保健予防課 [保健所4階] **TEL** 50-3593 **FAX** 28-2121

もの忘れ等の心配がある方へ精神科医によるもの忘れ相談を行っております。二段階方式脳機能テストを実施しています。画像検査はありません。

対象者 市民の方(これまでもの忘れで医療機関等を受診していない方)

費用 無料

認知症簡易チェックサイト

問 保健予防課 [保健所4階] **TEL** 50-3593 **FAX** 28-2121

携帯電話やスマートフォン、パソコンから認知症簡易チェックができます。このサービスには2モードあります。①「これって認知症?」(家族・介護者向け)②「わたしも認知症?」(本人向け)

対象者 市民の方

費用 利用料は無料。通信料は自己負担になります。

アクセス先 市ホームページで「認知症簡易チェック」と検索してください。
携帯電話、スマートフォンで、二次元コードの対応機種をお持ちの方は、右の二次元コードからもご利用いただけます。



藤沢市認知症受入れ医療機関情報

問 保健予防課 [保健所4階] **TEL** 50-3593 **FAX** 28-2121

認知症の診療を行っている市内の医療機関を冊子にして掲載しています。市ホームページでもご覧になれます。パソコンをお持ちの方は、「藤沢市認知症受入れ医療機関情報」で検索できます。

対象者 市民の方



神奈川県認知症相談窓口

問 かながわ認知症コールセンター 公益社団法人認知症の人と家族の会神奈川県支部
月・水曜日 午前10時～午後8時 土曜日 午前10時～午後4時(年末年始を除く)
TEL 045-755-7031

認知症全般に関することや介護の悩み等を、介護の経験者を中心としたスタッフがご相談に応じます。

神奈川県認知症疾患医療センター

問 藤沢病院 地域医療連携室

月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分(祝日、年末年始を除く)

TEL 0466-23-2343(代表) TEL 0466-53-9044(直通)

湘南東部総合病院 医療社会サービス部

月～土曜日 午前8時30分～午後5時(祝日、年末年始を除く)

TEL 0467-83-9111(代表) TEL 0467-83-9091(直通)

認知症疾患医療センターでは、専門医療相談窓口を設け、患者、家族、医師、保健医療、福祉関係者等を対象に、電話や面接による相談に対応しています。

認知症サポーター養成講座

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3523 FAX 50-8412

認知症サポーターとは、認知症に関する基礎知識や認知症の方への接し方を学び、地域の中で認知症の方やその家族を温かく見守る応援者です。

講座の開催・受講についてはお問合せください。

認知症サポーター養成講座を受けた方を「認知症サポーター」と呼びます。



藤沢市では2025年3月末時点で、30,918人が認知症サポーター養成講座を受講しました。

認知症ガイドブック(ケアパス)

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3523 FAX 50-8412

認知症かもしれないと不安に思っている方や、認知症と診断された方、介護者の方等に向けて認知症の進行に応じたサービス例等をまとめたものです。認知症の方や、介護者の方が安心し、希望を持って暮らしていくためにご活用ください。各市民センター、福祉窓口、高齢者支援課で配布しています。



認知症カフェ・交流会・家族会

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3523 FAX 50-8412

認知症の方やそのご家族、介護者の方、地域の方が一緒に気軽に集える場、活躍できる場です。認知症カフェでは、認知症について知る、学ぶ、考えることができます。市内にはたくさんの認知症カフェがあり、地域の認知症のことを支える専門職やボランティア等様々な方が運営しています。詳細については、各運営者にお問合せください。

藤沢市内の認知症カフェの一覧「認知症カフェ&交流会・家族会マップ」をご覧ください。

各市民センター、福祉窓口、高齢者支援課で配布しています。



暮らしの安心とサポート

暮らしの支援・制度

健康手帳の交付

問 健康づくり課 [保健所3階] **TEL** 50-8430 **FAX** 28-2280

健康診査の結果等を記録する手帳です。市ホームページからダウンロードできます。

車いすの貸出

問 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会 [市役所分庁舎1階] **TEL** 50-3670 **FAX** 50-3671
ふじさわボランティアセンター [市役所分庁舎2階] **TEL** 26-9863 **FAX** 50-3671

療養や通院等により、一時的に車いすが必要な方に車いすを貸し出します(3か月以内)。貸し出しをご希望の際は、事前にご連絡をお願いします。

対象者 一時的に車いすが必要な市内在住の方

費用 無料

福祉資金の貸付

問 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会 [市役所分庁舎1階]
TEL 50-3525 **FAX** 26-6978

低所得世帯であって、緊急かつ一時的出費により生活に困窮した世帯を対象に福祉資金の貸付けを行い、その世帯を援護し生活の安定を図ることを目的とします。なお、貸付けには、民生委員又は、自立相談支援機関の確認が必要です。

生活福祉資金の貸付(県社協の事業)

問 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会 [市役所分庁舎1階]
TEL 50-3525 **FAX** 26-6978

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者がいる世帯)に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とします。



投票所での支援・郵便等による不在者投票制度

問 藤沢市選挙管理委員会 [市役所分庁舎2階] TEL 50-3564 FAX 50-8425

▶ 投票所での支援

選挙の際に、すべての有権者の方々に安心して投票していただくため、投票所の環境の整備や、代理投票等の投票の支援を行っています。

- 投票用紙記入補助具の貸し出し
- 投票支援カードによるサポート
- コミュニケーションボードの設置 等

(詳しくは選挙管理委員会事務局のホームページをご覧ください。)

その他投票にあたってお困りのことやご不明点等がありましたら、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。



選挙管理委員会事務局
ホームページ

▶ 郵便等による不在者投票制度

障がい等、一定の要件に該当し、事前の申請により郵便等投票証明書の交付を受けた方は、選挙の際に自宅等で投票用紙に記入をし、郵便で送付する方法により投票することができます。

対象者 (1)身体障がい者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級又は2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級、若しくは3級
免疫・肝臓の障がい	1級から3級

(2)戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

両下肢・体幹の障がいの程度	特別項症から第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がいの程度	特別項症から第3項症

(3)介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次に該当する方

要介護状態区分	要介護5
---------	------

※上記(1)から(3)の対象者で自署することができない方については、次のいずれかに該当する場合に限り、代理記載制度を利用できます。

- 「身体障がい者手帳」上肢又は視覚の障がいの程度が1級
- 「戦傷病者手帳」上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症

利用方法 事前に郵便等投票証明書の交付申請が必要となります。申請書と一緒に上記の手帳等の原本を添えて、選挙管理委員会までご提出ください。

※手続きには1か月程度かかる場合がありますので、お早めにお申込みください。



スマホの基本操作相談会

問 共創推進課 [市役所本庁舎5階] TEL 50-8261 FAX 50-7200

スマホ初心者を対象に、市民センター等で「スマホの基本操作相談会」を開催しています。操作に不安がある方や、使い方を忘れてしまった方も安心してご相談いただけます。

相談員には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして活動する「チームFUJISAWA2020」のボランティアが参加し、やさしく丁寧にサポートします。

開催日程や申込方法等の詳細は、藤沢市公式ホームページをご覧ください。



対象者 スマホ初心者

費用 無料(原則事前予約制)

介護者支援

▶ 家族介護者教室

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3523 FAX 50-8412

高齢者等を介護している家族等を対象に、介護者同士の交流や介護に必要な知識を習得する場として教室を開催しています。教室の内容、日程の詳細は広報ふじさわや市ホームページ等でご案内しています。



▶ 在宅介護者の会(ほほえみの会)

問 高齢者支援課 [市役所本庁舎2階] TEL 50-3523 FAX 50-8412

在宅で介護している方を中心に、情報交換や仲間づくり、リフレッシュ等のため月に1回集まる場を設けています。

市ホームページ

会場 市役所本庁舎

▶ 認知症の方を介護する家族の会(ふれあい会)

問 保健予防課 [保健所4階] TEL 50-3593 FAX 28-2121

月1回、家族の交流会を開催しています。初めて参加される方は、事前にお問い合わせください。

会場 保健所等



救急医療情報カード（通称「あんしんみまもりカード」）

問 地域医療推進課 [保健所4階] TEL 21-9993 FAX 28-2020

必要事項（緊急連絡先・医療情報等）を記入しておくことにより、もしもの時に救急隊員による迅速な処置や親族へのスムーズな緊急連絡等を目的としたカードです。カードはごみの「収集日程カレンダー」の一部として配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。



地域医療推進課
ホームページ



ペット見守りリーフレット・ペット緊急時連絡シート

問 生活衛生課 [保健所4階] TEL 50-3594 FAX 28-2020

ペットのお世話ができなくなる事態に備え、ペットを預かってくれる人の連絡先等を記入するリーフレット・マグネットシートです。前もって準備する項目や、相談先が記載されています。リーフレットは市ホームページからダウンロードするか、保健所や藤沢市獣医師会会員動物病院等で配布しています。

また、マグネットシートは市ホームページから電子申請で受け付けて配布しています。

見やすい場所に貼り付けてご使用ください。

生活衛生課
ホームページ



防災情報

▶ 防災ラジオ

問 防災政策課 [市役所本庁舎7階] TEL 50-8380 FAX 50-8437

災害等の緊急情報をお知らせする防災ラジオを防災政策課(本庁舎7階)で対面にて有償頒布しています。

防災ラジオの特徴

災害発生時に防災行政無線と連動してレディオ湘南から発信される緊急割込放送を自動受信します。屋内では聞きづらい防災行政無線と比べ、風雨や建物による反響を受けず、屋内でも緊急情報を確認できます。

ラジオが待機状態や他局を選択中でも緊急情報を受信すると、自動的に起動や切り替えを行い緊急割込放送を聞くことができます。

一般的なラジオとして、レディオ湘南以外のラジオ局(AM/FM)も選局できます。

▶ 藤沢市防災アプリ「ハザードン」

問 防災政策課 [市役所本庁舎7階] TEL 50-8380 FAX 50-8437

防災アプリ「ハザードン」は、災害情報等を把握するためのスマートフォンアプリです。

● ハザードマップの表示

津波や洪水等の浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等の確認ができます。

● 地域の設定

「藤沢市」を設定すると、藤沢市の気象情報、地震情報、土砂災害警戒情報がプッシュ通知で配信されます。

● 自治体からのお知らせ登録

「神奈川県藤沢市防災情報」を登録すると、藤沢市からの防災情報(防災行政無線の放送内容等)をプッシュ通知で、文字と音声により受け取ることができます。

市ホームページ
防災アプリ「ハザードン」について

藤沢市 ハザードン で検索

若しくは右の二次元コードからでもご覧いただけます。



防犯情報

問 防犯交通安全課 [市役所本庁舎7階] TEL 50-8250 FAX 50-8438

特殊詐欺が多発しています!!

特殊詐欺とは、オレオレ詐欺や還付金詐欺、架空料金請求詐欺等の総称で、家族だけでなく、行政機関や金融機関等を騙り、ATMの操作を促したり、キャッシュカードや暗証番号をだまし取ったりする手口です。自分は大丈夫と思わずに、次のような対策をとって、被害に遭わないように気を付けましょう。

対策

- キャッシュカードや暗証番号等は誰にも渡さないようにしましょう。
- お金を振り込んで欲しいと言われても、絶対に振り込まないでください。
- 犯人は、会話内容を録音されることを嫌がります。迷惑電話防止機能の付いた電話機に取り替えましょう。また、今お使いの電話機に取り付けられる迷惑電話防止機器の無償貸出しを行っています。詳しくは市ホームページへ。
- 常に留守番電話に設定しておき、知らない相手からの電話には出ないようにしましょう。
- ナンバーディスプレイを利用し、登録した電話番号以外は拒否する設定にしましょう。不審な電話等を受けた際は、家族に相談したり警察の相談ダイヤル#9110に電話しましょう。

交通安全情報

問 防犯交通安全課 [市役所本庁舎7階] TEL 50-8250 FAX 50-8438

高齢者交通安全五則「ま・み・む・め・も」を心がけましょう。

「ま」…待つ(安全が十分に確認できるまで待ちましょう)

「み」…見る(周囲の状況を見ましょう)

「む」…無理をせず止まる(交差点では無理をせず止まりましょう)

「め」…目立つ(夕方以降の外出の際には明るい服装や反射材を着用して目立ちましょう)

「も」…もっと知る(もっと自分の身体機能の変化を知りましょう)

こんな症状が出ていませんか?心当たりがある方は免許返納を検討しましょう

- 右左折のウィンカーを間違えて出したり忘れたりする
- 歩行者、障がい物、他の車に気がつかないことがある
- カーブをスムーズに曲がれないことがある
- 車庫入れの時、塀や壁にぶつかることが増えた



上手な119番のかけ方

問 警防課情報指令センター [防災センター3階] TEL 22-8182 FAX 22-8184



\\ はい、119番です。火事ですか？ 救急車ですか？ //

火事です!



救急車です!



住所を教えてください

〇〇丁目〇〇番〇号▲▲アパート ■■号室です ※住所が分からない場合、目標となる建物・交差点名・目の前に見える表札等を教えてください

何が燃えていますか?

●●が燃えています

逃げ遅れ・けが人等の
情報をお願いします

※安全な場所で落ち着いて分かる範囲で教えてください

どうしました?

●●(誰が)、●●●(どうした)です

こういった症状か?・患者の年齢・性別・持病・掛かりつけ病院名をお聞きます。分かる範囲で意識・呼吸の有無を教えてください

交通事故の場合、事故の内容・人が挟まれていないか?・危険物等の漏洩の有無・けが人の人数をお聞きます。分かる範囲でお答えください

※心肺蘇生法等の応急手当が必要な場合は、通信指令員が指示します

最後にあなた通報者のお名前とご関係を教えてください



● ご遺族・終活サポート ●

ご遺族手続支援窓口

問 市民窓口センター〔市役所本庁舎1階〕 **TEL 50-8267** **FAX 50-8410**

※ご予約の方は、**50-8281**に直接おかけください。

亡くなった時点で藤沢市に住民登録があった方について、市役所で必要な手続きを確認して、ご遺族にまとめてご案内する専用窓口です。ご利用には事前予約が必要です。葬儀を済ませてからご予約ください。

申込み 電話又はオンラインで予約できます。

①ご遺族手続支援窓口 本庁舎1階 **TEL 50-8281** (予約専用ダイヤル)

予約受付時間 午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

②オンライン予約

詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

藤沢市市民ポータルサイトふじまど
「ご遺族手続支援窓口(おくやみ手続の案内窓口)」
右の二次元コードから予約いただけます。
※予約時にはふじさわIDの登録が必要となります。



終活ノート(エンディングノート)の配布

問 高齢者支援課〔市役所本庁舎2階〕 **TEL 50-3523** **FAX 50-8412**

災害や事故、病気等、予測できない「もしもの時」は誰にでも起こりうることです。その「もしもの時」に備えて、ご自身だけではなく家族が困らないようにする準備を「終活」と呼んでいます。終活ノート(エンディングノート)は治療や介護等に関するご自身の意思を書き留めるノートです。災害や事故に巻き込まれたり病気になったりする前に、家族とも話し合い、ご自身の考えを整理しておきましょう。

藤沢市では、終活ノート(エンディングノート)の配布をしています。右の二次元コードからもダウンロードできます。

高齢者支援課
ホームページ



藤沢市

〈広告〉

 <p>海洋散骨</p> <p>湘南の海洋散骨</p>	 <p>遺骨サービス</p> <p>遺骨の困りごとに対応</p>	 <p>お墓じまい</p> <p>離壇のサポートから撤去工事まで</p>
--	--	---

株式会社 清蓮

〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 4170 高橋ビル1階

TEL 045-881-9952

0800-888-8788

藤沢市

いきいきサポートセンター

(地域包括支援センター)

※担当地区(主な町名)は民生委員・児童委員の担当地区と同じです。 ※土・日曜日、祝日、年末年始はお休みです

片瀬いきいきサポートセンター

TEL 29-5066 FAX 29-9380 時 午前9時～午後5時
片瀬4-9-22 片瀬しおさい荘内

担当地区

- 片瀬、片瀬山、片瀬目白山、片瀬海岸、江の島
- 鵜沼藤が谷の一部

※片瀬しおさいセンターの休館日がある週のみ火～土



鵜沼南いきいきサポートセンター

TEL 33-1166 FAX 33-1222 時 午前8時30分～午後5時
鵜沼海岸2-10-34 鵜沼市民センター内

担当地区

- 鵜沼松が岡
- 鵜沼海岸・鵜沼藤が谷・鵜沼桜が岡・本鵜沼の各一部



鵜沼東いきいきサポートセンター

TEL 55-1511 FAX 55-1515 時 午前9時～午後5時30分
鵜沼桜が岡4-14-13 タックハウス鵜沼1階

担当地区

- 鵜沼花沢町、鵜沼橋、鵜沼石上、鵜沼東、南藤沢
- 本鵜沼・鵜沼桜が岡・鵜沼藤が谷・鵜沼神明・川名の各一部



辻堂東いきいきサポートセンター

TEL 36-3333 FAX 36-3323 時 午前9時～午後6時
辻堂元町5-5-8

担当地区

- 辻堂太平台、辻堂東海岸、辻堂元町
- 辻堂・辻堂新町・鵜沼海岸の各一部



※担当地区(主な町名)は民生委員・児童委員の担当地区と同じです。 ※土・日曜日、祝日、年末年始はお休みです

辻堂西いきいきサポートセンター

TEL 54-9511 FAX 54-9513 時 午前8時30分～午後5時
辻堂西海岸2-1-17 辻堂市民センター内

担当地区

- 辻堂西海岸
- 辻堂の一部



村岡いきいきサポートセンター

TEL 24-4100 FAX 24-4172 時 午前8時30分～午後5時
村岡東1-5-17 村岡市民センター内

担当地区

- 柄沢、渡内、弥勒寺、村岡東、宮前、小塚、並木台、高谷
- 大鋸・川名・藤が岡の各一部



藤沢東部いきいきサポートセンター

TEL 55-5570 FAX 55-5571 時 午前9時～午後5時30分
大鋸3-1-30

担当地区

- 朝日町、西富
- 藤沢・大鋸・本町・藤が岡の各一部



藤沢西部いきいきサポートセンター

TEL 22-7633 FAX 22-7876 時 午前9時～午後5時30分
本町1-12-17 Fプレイス内1階

担当地区

- 花の木
- 藤沢・本町・白旗・本藤沢・みその台・鶴沼・鶴沼神明・羽鳥・城南・稲荷の各一部



明治いきいきサポートセンター

TEL 35-2811 FAX 35-2875 時 午前8時30分～午後5時
辻堂神台2-2-1 アイクロス湘南2階

担当地区

- 辻堂神台
- 城南・羽鳥・辻堂新町・大庭・稲荷の各一部



藤沢市いきいきサポートセンター

善行いきいきサポートセンター

TEL 90-0065 FAX 84-0850 時 午前8時30分～午後5時

善行1-2-3 善行市民センター内

担当地区

- 善行、善行団地(付近の藤沢番地を含む)、善行坂、立石
- 本藤沢・みその台・白旗・石川・稲荷・大庭・亀井野・西俣野の各一部



※善行いきいきサポートセンター、善行団地いきいきサポートセンターのどちらでもご相談いただけます。

善行団地いきいきサポートセンター (善行いきいきサポートセンター分室)

TEL 47-7345 FAX 47-7360 時 午前9時30分～午後5時

善行団地3-15-2



湘南大庭いきいきサポートセンター

TEL 87-3588 FAX 88-7357 時 午前9時～午後5時30分

大庭5527-1 保健医療センター2階 こまよせ荘内

担当地区

- 大庭・石川・遠藤の各一部



※湘南大庭いきいきサポートセンター、小糸いきいきサポートセンターのどちらでもご相談いただけます。

小糸いきいきサポートセンター (湘南大庭サポートセンター分室)

TEL 90-4507 FAX 90-4510 時 午前9時30分～午後5時

大庭5254-6 湘南スカイビル1C



遠藤いきいきサポートセンター

TEL 54-8312 FAX 87-3099 時 午前8時30分～午後5時

遠藤2984-3 遠藤市民センター内

担当地区

- 遠藤・石川の各一部



※担当地区(主な町名)は民生委員・児童委員の担当地区と同じです。 ※土・日曜日、祝日、年末年始はお休みです

六会いきいきサポートセンター

TEL 80-5877 FAX 84-9000 時 午前8時30分～午後5時
 亀井野4-8-1 六会市民センター内

担当地区

- 桐原町、天神町
- 亀井野・石川・今田・円行・西俣野・湘南台の各一部



※六会いきいきサポートセンター、石川いきいきサポートセンターのどちらでもご相談いただけます。

石川いきいきサポートセンター (六会いきいきサポートセンター分室)

TEL 52-7417 FAX 52-6980 時 午前9時30分～午後5時
 石川3-30-12



湘南台いきいきサポートセンター

TEL 45-2300 FAX 45-3313 時 午前8時30分～午後5時
 湘南台1-8 湘南台文化センター2階

担当地区

- 湘南台・円行・高倉・下土棚・今田・亀井野の各一部



長後いきいきサポートセンター

TEL 45-1121 FAX 45-1135 時 午前8時30分～午後5時
 長後513 長後市民センター内

担当地区

- 長後、土棚
- 下土棚・高倉の各一部



御所見いきいきサポートセンター

TEL 49-2020 FAX 49-2030 時 午前8時30分～午後5時
 打戻1760-1 御所見市民センター内

担当地区

- 用田、葛原、菖蒲沢、打戻、獺郷、宮原
- 遠藤の一部



藤沢市の市外局番は0466です

藤沢市いきいきサポートセンター

住まいの整備に関する補助金

介護保険では「要支援1～2」「要介護1～5」と認定された方を対象に、自宅で暮らしやすくする手すり設置や段差解消などの住宅改修費が支給されます。介護保険以外にも、高齢者や障がい者向けの住宅改修助成を行う自治体もあります。工事を検討する際は、事前に自治体へ相談すると安心です。



業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



リフォームと建築基準法

リフォームでは、住宅に関する法律も知っておくと安心です。多くは業者が把握しているため問題は少ないものの、知っておきたいのが建築基準法です。建物の安全性や居住性、周辺環境への配慮を目的とした法律で、新築だけでなくリフォームにも適用されるため注意が必要です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があります。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです (このページは有料広告ページです)

職人直営の住宅塗装専門店 見積無料

株式会社
~リファイン~
湘南Refine

屋根工事 雨漏り工事
内装工事 外構工事

寒川店ショールーム完備
TEL 0467-80-2898

藤沢市辻堂本店
藤沢市辻堂 6-27-23
寒川ショールーム店
寒川町小谷 1-1-3 さがみメイト

湘南リファイン 検索

屋根工事・外壁工事
リフォーム
創業40年以上
経験豊富な
職人たちが
対応します!

屋根工事のことなら
飯塚板金 **IZUKA**
TEL 045-349-9168

お見積り無料!
横浜市金沢区朝比奈町 542
https://yaneya3.com

ココから
ココまで
QRコード

MA DO 株式会社
石丸サッシ建材

ドア・窓を中心に住まいのリフォームを行っています

LIXIL・YKK AP・三協立山の製品
を取り扱っております。

窓、サッシをはじめ、住まいのことはなんでも。

■平塚市大神2-7-6
■TEL:0463-51-4777 ■FAX:0463-51-4778
■営業時間/8:00~17:00
■定休日/第二・第四土曜日、日曜日、祝日 Pあり

*チーム石丸サッシ建材*をよろしくお願いたします。

お庭のお手入れ、おまかせください
~地域密着・安心の植栽サービス~

サービス内容と参考料金

お庭のお手入れ (処分費込み)	38,500円~
殺虫剤の散布	5,500円~
殺菌剤の散布	7,700円~

❌高い木の剪定ができません ❌お庭をきれいに保ちたい
❌草木が伸びすぎて困っている

そんなお悩み、私たちが丁寧に手助けいたします。

☑️一富士園が選ばれる理由

- ✓経験豊富な職人が対応 (造園歴20年以上)
- ✓お客様のご希望に合わせた丁寧な作業
- ✓作業後の清掃・ごみ処分までしっかり対応
- ✓電話一本で簡単にご依頼OK!

お問い合わせ・ご予約はこちら

お庭のお悩み、まずはお気軽にご相談ください。
お電話一本で、無料見積りもお伺いします。

お庭のことならお任せください

株式会社 一富士園 (いちふじえん)
〒253-0012
神奈川県茅ヶ崎市小和田 1-7-31 検索:090-7827-4874
年中無休 (正月は除く) https://www.ichifujien.com

空き家は…

個人の資産になります。空き家の所有者(または管理者)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理する責任があります。



どうして…空き家放置のリスク

空き家の放置は、周辺地域の生活環境に危険と悪影響を及ぼす恐れがあります。強風等による屋根や外壁材等の落下や飛散、建物・ブロック塀等の老朽による倒壊などにより、他人に損害を与えた場合、損害賠償責任を問われることがあります。空き家を適切に管理しなかった場合、市から指導を受けます。指導を受けたにもかかわらず改善しなかった場合は、勧告がされ空き家の敷地は固定資産税の住宅用地特例がうけられなくなります。

空き家を放置すると危険がいっぱい

部材の劣化による
飛散・落下事故

ハチなど
害虫の発生

動物の糞みつき

草木の繁茂・越境

屋根瓦・
雨どいの破損

外壁・
窓ガラスの破損

雨漏りによる腐朽

空き家の
管理責任は
所有者にあります！



う～ん
考えてもみなかったわ…
教えてくれてありがとう



ヨコハマ家具移動.com

当日予約 OK
見積り 無料
関東全域 対応



お電話一本で即日対応 /

0467-67-7461

☑【家具移動】模様替え/配送/お引越し/
家具組み立て/吊上げ・吊下げ/耐震固定
☑【遺品整理】残置物処分/実家片付け/
生前整理/ゴミ屋敷片付け
☑【家具修理】座席修理/傷補修/塗装し/
椅子の張替え/建具調整
☑【買取回収】冷蔵庫/洗濯機/車等/食器類
【横浜支店】【湘南支店】
受付時間 9:00~20:00《年中無休》
<https://yokohamakaguidou.com/>
現金・クレジットカードでお支払いできます。

その他にも…

景観悪化や苦情

長時間の放置は、街並の調和を乱し近隣に迷惑をかける恐れがあります。近隣とのトラブルを避けるためにも、適切な管理は欠かせません。



悪質な

犯罪の誘発

放火による火災や不法侵入・不法投棄などが懸念されます。また、空き家出火の原因は、ほとんどが放火によるものと言われています。





高齢者のための 安心べんり帳

令和8年3月発行

発行

藤沢市／株式会社サイネックス



藤沢市HP



藤沢市LINE



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス 東京本部

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3

TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 横浜支店

〒231-0033 神奈川県横浜市中区長者町5-85

TEL.045-271-5580

※掲載している広告は、令和8年2月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

表紙背景の市内イラストは、藤沢市職員が描いたものです。